

第9日目（9月10日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。
なお、病院事業管理者から公務のため欠席、代表監査委員から家事都合のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

また、雪国新聞社より写真撮影の願いが出ておりますのでこれを許可いたします。

○議 長 傍聴の皆様、今日は傍聴においでいただきまして大変ありがとうございます。傍聴の皆様をお願いでございますが、南魚沼市議会傍聴規則を厳守いただき、携帯電話等の電源をお切りいただく中で静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位7番、議席番号22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 改めましておはようございます。きょうはまた傍聴の皆さん方から早朝より大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回の一般質問は、地元に関係しているということで何か恐縮するところがあるのですが、あえてこれからのいろいろな問題がある中で、2点質問させていただきます。

1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

1点目は第二上田小学校の有効利用と今後の取り組みについての議題とさせていただきます。全国的にも学校の統廃合が相次ぎ廃校が増加しており、毎年500校前後が廃校に至り、その70%が活用され、未活用が30%と言われております。当市も平成30年には市内3中学校が統合し、4月に八海中学校が開校いたしました。また、平成31年4月でございますが、大巻、五日町小学校が統合し、新しくおおまき小学校が開校したところでございます。また、現在では石打、上関小学校も統合に向けて検討されている模様であります。また、大和地域にある三用、赤石小学校もいずれはそういった検討をされるのではないかと、そのように思っているところであります。

学校統合は少子高齢化に伴う児童の減少によるもので、残念ながらとめようがありません。また、子供たちの学校教育環境を考えると、これは妥当な選択でもあると思います。上田地域だけでなく、今後、統合を進めていかなければならない中で、多くの地域住民はどちらになっても旧校舎の有効活用や地域が疲弊することのない、さらなる地域の発展、活性化を願っているところであります。そこで、4点について質問させていただきます。

1点目は、旧校舎施設の活用に係る現状と課題ということでございます。第二上田小学校は、昭和63年に完成いたしました。その費用は物件補償、公有地の財産取得、建設費を含めると10億円近くかかっております。その10億円というお金は、当時、町だけでは恐らくできなかつたのではないかと。国費が入っているのではないかと。そうなると、わずかまだ30年し

かたっていない中で、今後のそういった利活用がうまくできるのか。そういったことについて質問させていただきます。

2番目は、地域との連携はどのように進めているのかという質問でございます。第二上田小学校は——第一上田小学校もそうですけれども——113年の歴史があります。この113年の歴史というものは、それこそこの地域にとっても、学校あってこそ地域の活性化につながってまいりました。しかし、いざ統合ということになりますと、何か寂しさを感じるところでございます。そういった思いを先ほど申し上げましたように、学校だけではなく、この地域一帯を活性化に向けるには、どのように進めていけばいいのか。我々地域としてもどのようなことをすればいいのか、その点についてもお聞きしたいと思っております。

3点目でございますが、災害や防災の対応はどのように把握しているかということでございます。近年、毎年大きな災害が全国の至るところで発生しております。災害はいつでも起きて不思議ではない今の世の中の現状であります。先日の台風では東京直撃、死亡者が3名出るという大被害もありました。さらに前年には西日本でも大被害があった。それこそこの地域は安心だという保証はないのです。いつ、どこで、何が起きて、いざというときはやはりそういった被害、災難の避難場所をきちんと確保する、そのことが一番また問われる。そして地域住民が安心して生活ができる。このことも大事なことだと思っております。

上田地域におかれましては、第二上田小学校、改善センターが2つの避難所になっております。そうした中で、第二上田小学校が避難場所として今後どのように活用ができるのか。その点についてもお聞きしたいところでございます。

さらにもう一点、児童生徒の影響はないかということでございます。これは低学年の一、二年生のことを思って、このような質問をさせていただきました。私もスクールガードを始めて5年たちます。小学校1年生になりますと、保育園から小学校に入学するということになりますと、重たいかばんを背負い歩くのもやっとの思いで、当初は入学をしてから学校に通うのです。冬になると、それこそこの雪がある中で、水が出ている中で、そうして学校に行っている。それこそ初めて行く学校、またバス通学になる。そういった思いの中で、今後、統合に向けてどのような教育——学校の生徒たちに対応していくのか。その4点について壇上からの質問とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議 長 阿部久夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めましておはようございます。それでは、阿部議員のご質問に答えたいります。

1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

第二上田小学校の統合の今後であります。まず1点目の旧校舎施設の活用に係る現状と課題であります。議員もちょっと触れておりましたが、文部科学省の資料がありまして、ここでは平成28年の時点でこういう学校施設が現存している廃校の数というのが、全国で5,943校ありまして、そのうちおよそ2割に当たる1,260校が廃校のその後の活用が決まっていな

いという状況があるようであります。

理由としては、「地域などからの要望がない」が最も多く、およそ5割を占めまして、次に「施設が老朽化している」などが挙げられます。

第二上田小学校であります。昭和63年3月に竣工、31年が経過しているということで、現時点で建物に大きな損傷はありません。適切な維持管理をすれば、今後も使い続けられる施設というふうに我々も認識しています。あの場所が用途地域内ではないために、今後、校舎の有効利用に当たりましては、制限される用途は特にありません。ただし、学校として建設された建物であるために、ほかの用途に変更するなど学校施設ではないことに使うには、何に使うかによりますけれども、一般的には建物を現行法に適合させる必要があります。用途に応じた法令上の制約などから転用が難しいという場合も考えられますが、それはちょっと次の問題だと思います。

いずれにしても、阿部議員がおっしゃるように、第二上田小学校が100年を超える非常に長い歴史の中で、地域の拠点であったということは本当に事実でありまして、それは誰もがわかることであります。特に地元の皆さんはそういう思いが強いと思います。その中で、上田地区において地域が一丸となって小学校の統合に取り組んでいただいた。これは大変断腸の思い、惜別の念も持ちながら皆さんが前に進んでいただいた。このことについては、改めて敬意を表するものでありまして、その上で今後は校舎活用についてどういうふうにするかについては、学校施設という枠組みを超えても検討していく必要があると思います。

非常に土地も広いですし、そして建物の延べ床面積も3,500平米を超えるということで、この校舎でありますけれども、例えば光熱費とか燃料費を使った場合は年間大体600万円の経費がかかっています。これから学校を統合してどういうふうにするかということとちょっと比較はできないと思うのですが、将来においてそれらの維持についての経費なども全て、これから統合した後、行政で負担し続けるということはなかなか難しい。できれば、いろいろな活用方法によって我々も軽減化を図っていきたいというのが本音であります。

上田地区の統合以降も話し合いを進めていくという必要がある中で、これは先ほど議員も触れておりますが、第二上田小学校に限ったことではなくて、今いろいろな形で統合を検討しなければならない。ありきで言っているのではないですけれども、そういうことが生まれています。この中では、今ほど申し上げたような行政の財政的な負担を軽減するという視点も加味しながら、やはり皆さんと話し合いを進めていかなければいけないと考えております。

2点目の地域の連携をどのように進めるかということです。今までそれぞれ第二上田地域、第一上田地域があったわけですから、これらのところが最初にすべきことは、市が一方的に利用方法を検討、こういうことではないということではなくて、まずは地域の方々の意見を伺うことだと思います。私も実は当該地域の皆さんとはよく触れ合うというか、お話を伺うような機会が非常に多いのですけれども、多くの方から、この後の利用について市長はどう思っているのかということは、非常に話があります。私の中でも例えばこんなこととか、こんなこととかという話をしますが、なかなか皆さんが、ほかの地域もそうですけれども、これにと

ということで自信をもって100%そうだということで進むということは、なかなか難しいです。なので、ちょっと時間を置いて、やはりそれでも皆さんが進める方向性というか、新しい視点に立った利用の方法があるかもしれませんし、そういったことを一緒になって考えていくことが大事だと思います。

3つ目の災害防災の対応、これもひとつの問題であります。体育館等が当然あります。上田の地域全体で言いますと、ご存じだと思いますが、第二上田小学校の体育館、そしてグラウンド、そして上田農村改善センター、大福寺の工業団地の多目的広場。もう一方は、第一上田小学校の同じく体育館、グラウンド。この部分が市の避難所、緊急避難場所に指定されているということでもあります。

それぞれの施設は、ことしつくらせてもらった防災マップの上で見てもらってもわかるとおり、土砂災害の警戒区域または洪水の浸水想定区域のいずれにも該当していないということでもあります。この3か所の避難所の収容人員を合計しますと1,088人となっていて、上田地区に住む市民の皆さんのおよそ4割に相当する人数を収容できるということになります。これらも含めて、第二上田小学校の体育館が、いわゆるそういうところからどういうふうに考えていかなければならないかということも含めて、学校の再利用のあり方と防災の拠点のあり方は、同時に考えていかなければならないテーマであると考えておりますのでよろしくをお願いします。慎重に議論してまいりたいと思っています。

4点目の統合による児童生徒への影響、いわゆる統合ショックと言われるものについては、教育現場のほうに詳しく答えてもらおうと思っていますので、教育長のほうから答弁させますのでよろしくお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

それでは、4点目の質問、統合による児童生徒への影響はないかについてお答えいたします。学校統合の成否は、開校した学校で学ぶ児童生徒の姿によって評価できるものというふうに思っております。児童に悪影響が出るような学校統合ではあってはならないという思いを持ちながら、統合に向けた準備を進めております。答弁では大きな3点についてご説明をさせていただきます。

1点目であります。両校の校長、教頭、教務主任と学校教育課の管理指導主事が、今まで9回の教職員連絡会を開催するとともに、両校の全教職員が参加する開校準備委員会を3回開催し、開校に向けた具体的な準備を行っております。教育目標やグラウンドデザインの検討、新たな教育課程の編成に取り組むと同時に、来年度4月以降、両校児童が新たな学びの環境にスムーズに適応でき、いきいきと学習できる体制づくりに工夫を凝らしてまいりたいというふうに思っております。

2点目であります。両校では学年ごとの連携を基本に、合同の授業や行事を工夫し、統合前から子供たちが交流する機会をつくり、お互いの顔がわかる関係づくりを進めております。こうした交流活動は、今までもずっと続けていたのですが、今年度だけでも延べ30回以上の

計画をしております。児童の交流が深まることを期待しての交流であります。

3点目であります。3月11日に両校児童が第一上田小学校に集まり、交流を進める開校準備集会を開催します。第二上田小学校の児童はスクールバス運行により、通学方法が大きく変わります。この集会の際に、スクールバスを運行し子供たちを実際に乗車させてみて、その様子を見ながら必要と思われる安全指導を実施してまいりたいと考えております。

最後に、今年度開校したおおまき小学校の事例に学びながら、保護者、地域と連携して、子供たちのためのよりよい学びの環境づくりに努力し、統合してよかったという評価が得られるように努めてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

市長、どうもありがとうございました。市長から答弁をいただきました。それでは最初に1点目から聞かせていただきます。この校舎に制限はなしという答弁をいただいたと思っています。規制がないというふうに受け取ったのですが、何かやるに対しての制限があまりないということで確認していいですか。1点、そこを先に、聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

先ほど申し上げたとおりで、学校施設としてつくってあるものですから、学校のそういう教育的なものに使う以外のもので、それを使う内容にもよると思うのですけれども、その場合には今ある法律に合わせて、中の仕組みをちょっと変えなければいけないかもしれないという意味で申し上げたのです。それが全部障壁になってしまって、何もできないという意味ではなくて、それに合わせて改装等ができればいいのではないかと考えています。ただ、そういう制限はあります。そこは了解してください。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

わかりました。私がなぜこれを質問したかということ、例えば今うちは県の補助金をいただいているのですが、これはやはり規制があってなかなか何年間はまだだめですよとか、補助金をいただいた場合はいろいろそういった規制があります。そういった関係の中で、こういった質問をさせていただきました。

もちろん農機具を買うにしても、なかなか助成金をもらうと簡単にはできない。ですから、この学校を廃校にして次の新しい施設にまた何か利活用するとしても、そういった制限があっては困る、そうするとなかなか利用しにくい、そういう思いで質問をしたわけでありました。そういったことで第二上田小学校の利活用については、中の施設を変えるだけでも利活用に対しては、支障はないと制限はないということでもって私は思っていますけれども、そういうことでまたわかりました。では、市長。

○議 長 市長。

○市 長 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

全国でこれだけ利用がなかなか進まないというところもあるわけですから、いろいろなことの動きがまた出てくると思いますけれども、現状は担当課のほうがよくわかっておりますので、ちょっと聞いてください。若干の制限は当然あるので。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

議員もご質問の中でおっしゃっていた、まだ31年しかたっていない校舎で制限はないのかというお話でしたけれども、国公立の学校の施設を国庫補助金でつくった場合、財産処分手続に一定の制限がございます。建物が建った後、10年を経過している場合、その中で有償で貸与または譲渡をする場合、これらについては大臣への承認申請が必要になっておりまして、場合によっては国庫納付金の返還ということになるのですが、現状は基金をつくりましてその相当分を基金に積み立て、その後にはほかの市内の学校の改修などにその基金を充てるというふうなことにさせていただいております。

または無償で譲渡、貸与を行う場合につきましては、今度は大臣への報告ということになっておりまして、この場合は国庫納付金等の制限はございません。以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

今ほどの補助金の制限のほかに、最近やったおおまき小学校の五日町小学校の跡地を地元の集会所等に改築する場合は、消防法それから建築基準法上の申請等、そう難しくはありませんが、法的な規制をクリアして再使用するという若干の制限はあります。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

わかりました。そういったことでもってうまく利活用ができるというふうに私は感じました。

そこで、2点目をお聞きいたします。地域との連携ということでございます。私も日曜日に、2つの集落の敬老会に行ってきました。ほとんど77歳以上ですから、もう学校にそれこそ愛着を持っている人たちがばかりで、やはり高齢者の人は特に「学校がなくなるとどうなるのだろうかね」、そして、「とにかく寂しくならないようにだけお願いします」と。そういった声が一番多かったのです。これは当然のことだと思っています。

私も当然あそこに住んでいればやはり地域が疲弊するというところで、それも保育園が再来年また統合ということになれば、なおさら我々の地域にとっては一段と寂しさが重なるような感じがします。そうは言っても、林市長が先頭になって頑張るのだからそういった心配はありませんよと、私は高齢者の皆さん方にそういう話をしました。頑張って必ず活気あるこの学校の跡地をうまくやってくれるのだろうと。

また、当然やはり地域の皆さん方も一緒になって、行政ばかりではなくて、地域が何を求めるのかということが一番また問われると、私もそう思っています。きのう家に帰ったら、ふるさと協議会のほうから案内が来ていました。19日の会議の中で学校の跡地利用をどうし

たらいいか、みんなで話し合いの場を持つという案内文書が来た。これだけでもやはり、先に進んでいるのだなというふうに思ったのですが、我々の地域にとっても、地域としてどのようなことができるかと先ほど言いましたが、できることとできないことがある。やはり行政が主体となって進めていかなければ、あれだけの大きな建物ですから。そしてまだまだ本当に立派な建物で、利活用するにはグラウンドも広いし、全て何をするにも私はいいと思うのですが、やはり行政主体できちんとした対応をしていかないと。我々の地域があれをしたい、これをしたいただけではなかなか話が難しいというふうに思っているのです。もう一回、市長の答弁を聞かせてください。

やはり何としてでも行政が中心となってまとめていくのだと、そういう気持ちをもう一度聞かせていただければと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

全国でもいろいろな利用の事例が出ています。でも、なかなか自分が思っているほどのものはあまり見たことがなくて、これから将来に向けてのものに何か地域が潤うような形になっていけばいいなと思いますが、いずれにしても地域の皆さんがやはり理解をしてくれて、全然ふさわしくないものがそこにでき上がっても困るわけです。そういうことがあるので、今はまずは検討をして、みんなが本当に議論を尽くしていくと。そして、その中ではいろいろなおぼろげに考えていたことが、誰かの発言から急にみんながすばらしい利用法のアイデアが出てくるのではないかと思います。

特に上田の皆さんに期待しているのは、上田の特に第二上田の、第一上田もそうですけれども、地域力がすばらしいですね。これは別に阿部さんをよいしょしようと思って言っているのではなくて、本当に実感をしているのです。いつもそう思っています。これは本当にみんなが、自他が認めているところだと思います。

その皆さんの力をもってやはりよくよく話し合う。そして、自分の中でもやはり市長をやっているならば、いろいろな将来の何かいい方法がないかといつも考えているのです。そういうことも含めてキャッチボールもありながら、何かいいものにまとまっていけばと思います。まずは地域の皆さんがどう思われるかということをお聞きしてからというふうに、先ほどの答弁で間違いないかなと私は思っていますので、ぜひとも皆さんから考えてみてください。世代によってもいろいろな考え方が違うかもしれません。いろいろなことがあるかと思いません。よろしくお願いします。

○議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

わかりました。我々も地域が一つにまとまって、どのような方法で利活用がいいのか、区長さん方、また地域と一緒に検討していきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

それでは、3点目の防災対応でございます。先ほど市長から答弁がありました避難所。上

田地域——特に南部においては、やはり学校しかないのです。改善センターになると少し離れていますし、大福寺のほうも離れている。平成23年の新潟・福島豪雨のときも一時、一部の地域が第二上田小学校に避難したことがあります。我々の地域はとにかく中山間地域で山がある中、土砂崩れで、市内でも一番危険な場所でもあると私は思っているのです。ハザードマップもつくっていただきました。これを地域の皆さん方もみんな見てどういうふうを感じるか。でも、こういうものがあるということは、いざというときの避難の対応は、恐らく高齢者の皆さん方も理解したと思う。

その中で、いざというときは学校への避難を誰がどういうふうに指導するのか。そういったことをやはりきちんとしていただかないと、いざというときはどこへどういうふう——とても改善センターまでは車では、状況がいろいろになりますから。どういうところの対応でもって、避難生活をするか考えているのか。ただそこに指定してありますでは、もう指定している場所は誰もいないのですから。改善センターも市の職員か誰かがどうするのか知らないけれども、その点についてもう一度、答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

ずっとじっくりお聞きしているのですが、学校の統合の問題とちょっとまた違う角度の話もされているような気がするのですけれども、まずは統合してあいてくるだろう第二上田小学校の避難所的な部分をどうするかということになると、これはやはり先ほどから言っているように地域の皆さんと話し合っ、これからどういうふうにするかということをやっているかなければならないと思います。あいてくるわけですね。そこも当然、行かなければいけないかもしれません。今のところそういう情報になっていますので、その辺のところはまだここで今、結論めいたことを私は言えない状況なのです。

いずれにしても平成23年豪雨災害をみんな思い起こすわけですけれども、果たして避難所のほうへ避難をしたか。それともやはり垂直避難と言われているような、自宅にしながら安全な場所を探していくか。また、地域のもっと小さい公民館というか集会所、そういったところのほうの実行力があるのか。その辺も含めて、上田の地区は特に13億7,000万円もことし砂防事業で予算が付いた。それはそれだけ大変な場所だからです。

そういうことも含めて、一概には言えませんけれども非常に山岳関係の砂防の中で、突出して注意が必要な地域であるということの間違ひがありませんので、そういったところから。それも全部の場所ではなくて防災マップに示されているように、地域的なものがあります。その辺も含めて、実行力のある避難計画、そしてそのための施設としての統合であいてくるという形になっている体育館とかグラウンドをどういうふうにするか。その辺は地域の皆さんとそういうことを話し合っ、かなければならないと思っていますので、その辺でちょっと答弁とさせていただきたいと思います。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

本当に市長の言うとおりのことです。この災害、湯沢砂防事務所が上流にそういった堰堤をつくる。上田地域ばかりではなくて全体が危険な状態であるから、いざというときはそういったことでもって当然、国も……。市の皆さん方も一生懸命になって運動してもらって、今、工事もやっていますけれども、これだけやはり山や何かに囲まれている中で、危険な状態だということなのです。

だけれども、これは統合するから別だという問題ではないと思うのです。でも、そこにあった施設が利用できないということになると。ですから、市長、心配ありませんよ、必ずそういったことに対して避難や何かはきちんと対応しますよと、そういうふうに言っていただければ、そうすれば我々も安心なのです。でも、そう言っていただかないと、やはり高齢者やまた若年者、女性の方、そういった方が一番心配しているのです。それだから私は質問しているのですが、それは心配しなくても大丈夫だと、そういうふういきちんと答弁していただければいいと思うのですが、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

今、議員が言われていることを最大限努力する——努力というよりも最大限そうしなければならぬのは、当然のことです。ただ、それが例えば空き校舎の再利用に何に使うかによって、今のままの形で、それは学校が開かれている今のままが一番いいわけです。避難という点だけで言えばそれは100%の回答。だけれどもそうではなくて、でも、そこをどうやって灯を消さないように、学校がなくなるけれどもそこをどうやって利用させるかということの合わせ技でいかなければいけませんから、今ここで何を答えても、私としてはあまり意味がない。

ただ、最大限守ることが責務でありますから。避難場所を確保するとかですね。そういったことをどうやってやっていこうかということを含めて、我々もやりますが、地元の皆さんとこれはここにこうしようではないかとか、その体育館だけはこうしておいてくれとか、いろいろな声が出てくると思います。それらをまずはお聞き取りさせてもらって一緒になって考えていくことだと思っていますので、先ほどからの発言になっているということであり、やめてしまうということではないのです。当然これはやらなければならない、我々の責務です。

○議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 第二上田小学校の統合に係る今後の取り組みは

わかりました。そうして一緒になって、とにかく安心していざというときの対応をきちんとしていくと。そういうふうにも私も頑張っていきたいと思っています。

次、4点目でございます。先ほど教育長からの答弁を、これ以上再質問をする必要がないというふうな思いで聞いていましたが、これから入学してくる、来年入学する子供たちは、初めてだから、生徒ばかりではなくて保護者の皆さん方もやはり心配しているのです。ですから、今の生徒たちはきちんと話し合いを何回ももっている、私もそれをわかっているの

す。そういった一緒になってやっている。でも、毎日いろいろあそこを歩いていると、やはり心配なこともたまには見受けられるのです。

ましてや保育園から入学して新しい地域の——同じ上田地域だとしても、それこそ保育園も違ったりしていますから、そういった点については本当に……。特に冬は雪があって、子供たちが待避をする場所についても、今、歩道の整備をしていただいています。その点についてちょっと安心な面もあるのですが、そういった万全な体制で通学できるように、整えていただきたい。お願いになるかもしれませんが、必ず安心・安全で通学できる体制を整えていただきたい。そういうふうに思っているところでございます。

2 登川河川公園の看板に工夫や整備を

それでは、2点目について質問させていただきます。登川河川公園の看板に工夫や整備をということでございます。公園の質問をするということは、なかなか大変な質問でもあると思っているのです。地元にしてみれば大勢のお客さんが来て、やはりごみや、そして地域の皆さん方が遊ぶ場所が狭かったりという、そういった声も聞きます。でも、そうは言ってもやはり多くの方からせつかく、恵まれた川に遊びに来て南魚沼市をよく知っていただく、また、理解していただく。そういう思いを考えればやはり当然、来てもらうことのほうが優先だというふうに思っています。

そこで、先ほど言いましたように、公園は市内にかなりあるわけでありましてけれども、上田地域の登川河川公園と滝谷農村公園に限って質問をさせてもらって本当に申しわけないと思うのですが。特に、ことしの8月の盆前は、皆さん方もご承知だと思いますけれども、本当に多くのお客さんが川に遊びに来られました。そして、キャンプがずっとずらずらと。滝谷のほうもそうです。それだけに私もたまにどうかなと思って結構、回ってみるのです。小さいお子さんから高齢者の皆さん方まで一緒になって遊んだり、川の中で遊んだりしていますけれども、はっきり言って逆に危険な場所も相当あります。

そこで、看板から樹木整備、またトイレの問題等も書いてありますけれども、まず私は看板から先にちょっと聞いてみたいと思います。2つの公園の両方ともそうですが、案内看板はあるのですけれども、危険防止だとか転落防止、あと、あそこでバーベキューなどで酒をいっぱい飲みますよね。飲酒運転防止だとか、事故があったときに責任は負いませんとかという、そういった看板がほとんど見受けられないということなのです。たまたま今までずっと大した事故もなく、みんなが楽しく遊んでいましたからいいのですが、もし仮に万が一あそこで転落をして大事故でも起きれば、それこそ南魚沼市にとっても大変な問題になると私は感じているのです。そういった看板についてはどのように。長大橋の下は向こうの上流から下流までといえば、相当範囲が長い中で、やはりあそこに看板をいくつか立てて、皆さん方にわかりやすくしておくべきだと思うのですが、そういう点について市長はどういうふうに考えているのか。

○議 長 市長。

○市 長 2 登川河川公園の看板に工夫や整備を

全体を通じてまずは第1回目の答弁をさせていただきます。登川の河川公園の件です。ふるさと、我々の誇るべき清流の1つの登川であります。流域の景観も大変すばらしいところがありますが、非常に急峻な地形を流れているということから、先ほどの質問にもあった非常に土砂流出による災害が過去に大変多く発生したと。そういうところを、旧建設省の直轄の砂防事業が導入されたことによって、流路工の竣工にあわせて登川河川公園が整備をされてきたという経緯、これを一応、振り返りをしておいて話をさせていただきます。

今、非常に多く利用されていると思います。ことしの夏は本当にすごかったと思います。地域にとっては、いいところ、悪いところがやはりあわせてあるということです。これは前から言われていることでもあります。

この河川公園ですが、5月の連休前と夏休み前の年に2回、湯沢砂防事務所と県の南魚沼地域整備部そして南魚沼市が3者合同で安全利用の点検を行っていきまして、不具合等があればそれぞれの管轄で――管理者がそれぞれ違うので、修繕等を行ったりしているわけです。この中で、議員はご存じかとは思いますが、今年度は陥没箇所があった。陥没箇所を湯沢砂防事務所のほうで責任をもって修繕。そして2回目の点検時に、指摘があった樹木の剪定について南魚沼市が実施しました。そして、利用者の多かった週明けには公園内を点検していきまして、今後も幅広い世代が安全に利用できるように努めていきたいと思っています。

ご質問の一番の趣旨である看板であります。看板については、落差工部での転落注意に関するものを湯沢砂防事務所がやっています。水の事故防止に関するものを県の南魚沼地域振興局、公園利用のマナーに関するものを市が設置しています。今ほどご質問の中にある飲酒運転とかこういったことの対応は市なのかとか、でも、それぞれが縦割りでやっていていいということではありませんので、協調しながらやればいいと思います。

ただ、看板をいっぱい並べてそれが果たしていいかというのは、私の持論で申し上げます。私は看板は少ないほうがいいと思っています。前から思っています。市内も、別に観光地だけではなくて、看板を設置すれば――とまれと書いてあればとまるかとかではなくて、飲酒運転をするな危ない、そんなのモラルの問題ですから。看板があればあるほど注意喚起が散漫になるというものもある。でも、つけると何か安心する。それが果たして本当にそういうことだけで今までどおりやっていっていいのかという私は思いがあります。

言い訳めいてしまったのもう一つだけ加えると、いずれにしても今回、トイレなどもあるのです。これらを文字だけではなくて、イラストを用いる。外国人利用なども増えていきます。小さいお子さんはなかなか字が読めない方もいるかもしれない。なので、イラストの利用等の工夫を、みんなで知恵を出し合いながらやっております。我々としては非常に冷静に、もうちょっと大きく構えて、今まであった看板を整理もしながらやったほうがいいのかとか、そういうことも含めてやるべきではないかと私は思っています。

いずれにしても地域の皆さんに大変心配をかけたり、ボランティアでいろいろやっていたりする点も伺っていますし、それがそのまま経済的な効果に即つながっているかというところ、そうでもないところを非常に大きな寛大な気持ちで、利用させていただいているとこ

ろもあります。迷惑が少なくなっていくように努力もしながら、そして楽しんでいただける場所をこれからも提供させていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

○議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 登川河川公園の看板に工夫や整備を

市長の答弁はわかりました。私も1回目の安全点検には参加させていただきました。いろいろ穴があったり危険な場所があったりして対応をする。回ってみると本当に危険な箇所があるなというふうに。それをちゃんと定期的に夏休みになる前に点検していただいていたことは、本当にありがたいというふうに、あのとき一緒になって回っていたからわかります。

先ほどの看板の話ですが、確かにあまりあちこち立てるよりも看板が少ないほうがいいのはいいと思うのです。でも、やはりきちんとした注意だとかそういうものを、少しは植え込みに書いておく必要は私はあると思います。私も蟹沢公園でビオトープということでもって長い間やってきました。木道が傷んだりして、歩くのに不具合があったりする。では、事故があったときはどうするのだと言われたとき、事故があったときはどうすると言われても——そこで急遽我々は仲間と一緒にあって看板だけを立てて、責任は負いませんよと、その中で楽しく遊んでくださいと、そういった注意書きの看板を出しました。

看板でこういったことを出すと、気分的にも私は安心をしていますけれども、多くのお子さんから高齢者の皆さん方が来て、ただ市長も見てわかると思うけれども、はっきり言ってほとんど看板がないのです。そこで、飲酒運転が多くなったり、看板を出してもというふうに言いますけれども、今回なんて本当に飲酒運転が多かったりして、地元の地域の皆さん方は、風船を吹かせたり、何度もとめているのです。これだけ登川河川公園でお酒を飲んでいる方がいたり、運転したりしているということでもって、恐らく警察の皆さん方があそこで張ったりしているということもある。ですから、地元の人たちも、先ほど言ったように公園があつていいのか悪いのかというのは、非常に問題でありますけれども、やはり砂防事務所が河川を整備したりして、あれだけ大勢来てくれる。当然やはり人が大勢来てくれれば、南魚沼市の地域の多少なりとも宣伝にもなったり、どちらかと言えば来ないよりは来たほうが活性化になると思います。

先ほどと同じような質問になりますけれども、必ず何かあったとき、事故や何かがあったときには、それこそ取り返しがつかない。そうしたときのひとつのきちんとした案内・注意看板というものは、少しは必要ではないですかと。そうすることによって、南魚沼市の人はいずれだけ注意をしながらやっているのだというところを、私は感じるのです。それぞれの見方がありますけれども、そういったものをやはりこれは危ないと思う市内のそういった公園には、やはり1か所か2か所ぐらいは取りつけるべきだと私は思うのですが、市長、もう一度答弁をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 登川河川公園の看板に工夫や整備を

阿部さんの考えを否定してかかっているわけではなくて、必要過多なものはいらないと思
うし、古い看板類もちょっと見受けられるところもあるのではないですか。前からつけてあ
るとかですね。そういったものも含めて整理統合をして、しかし、その中で全部書いておい
たからそれでいいんだということの発想は、ちょっと私はいかななものかなと思っていると
ころが——私ですよ、私は思っていて、その中できちんと整備をするべきではないのかとい
う話をしたつもりですけれども。担当課のほうで、今そういう看板の見直しとかイラストマ
ップ的なものにしたとかいろいろな経緯もありますので、ちょっとその辺は答えてもらいま
す。いずれにしても、阿部さんと考えが違っているわけではありませんが、本当にそういう
必要なものをきちんとやっていく必要があると思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 2 登川河川公園の看板に工夫や整備を

今ほど市長も申し上げましたとおりに、市で設置した簡易的な看板はちょっと古くなって
いる部分もありますので、そういった部分を更新する際には、サインを入れてわかりやすい
ような看板に更新していくように検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願
いします。

○議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 登川河川公園の看板に工夫や整備を

ありがとうございました。看板については、わかりました。続いて樹木について。それこ
そ駐車場にも関係しますけれども、今あそこに桜や樹木が数多くあります。そうした中で、
歩いていると、とにかく子供たちが遊んでいる目の高さやそういうところに木の枝がぱっ
となっているのです。実際に行くと、うっかり・・・すると、つい目に。そういったところが
多く見受けられるのです。公園で安心して遊ぶためには、そういった危ないところはやはり
切ったりしておくべきだと私は思います。

特に小さいお子さんは、見ているとボール遊びなどをしていると、こうしてやぶの中に入
るのです。そしてそこには場合によって蜂の巣があつたりすれば大変なことになります。そ
ういうところをきちんとしておけばそうすればいい。

駐車場もそうなのです。今、駐車場も枝がかぶさっているから、車がとめられない。みん
な枝をよけてとめているから、せっかくあれだけよい駐車場があつても利用率が低い。また、
奥のほうでもそうですから、大型バスが入っていても3分の1はもうだめ。せっかくあ
あいうところにお客さんが来るにも、そういった整備をしておかないと、またいろいろトラブ
ルのもとになる。私はそう思いますので、そういったことについてもやはりきちんと剪定を
しておくべきではないかというふうに思うのですが、その点について市長、また答弁をお願
いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 登川河川公園の看板に工夫や整備を

そういうことであれば、なるべくそれは善処しなければならぬと思います。剪定をして

いるという報告を受けているわけではありますが、足りなかったということにもつながるのかどうか、それはちょっと今ここで何とも申し上げませんが、鋭意、注意を怠らずやらせてもらおう。一番いいシーズンが終わってしまって、申しわけないところがありますけれども、点検等も含めてやらせてもらいたいと思います。担当課のほうで話があれば。

○議長 建設部長。

○建設部長 2 登川河川公園の看板に工夫や整備を

今ほどの枝の剪定の件ですけれども、7月に担当のほうでやらせていただいていますし、また先週には施設の点検ということで担当のほうで足を運んで施設点検をしておりますので、引き続き安全に使用できるように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 登川河川公園の看板に工夫や整備を

わかりました。剪定をしたというお話でありましたが、私を見る限りではもう少し足りないのではないのかというふうに思っています。やはり、したと言ったってやり方があるでしょうけれども、安心して大丈夫だよ、というぐらいの線に。奥のほうは大型のバスなんて全然、あそこの3分の1・・・今でも。お金もかかりますけれども、やはりそういったところもして……。あれだけのお客さんが来ていますけれども、駐車場が足りなくて路上にとめてある方もいるのです。あれがもう少しきちんと入れれば、路上にとめなくても済むことが大いにあるのです。そういったこともまた来年は十分検討して。まだまだこれから、来年もまた暑い夏になるのだらうと思っておりますけれども、とにかく多くの方が南魚沼市を訪れることがやはり大事だというふうに思っています。

それと同時に、トイレの問題ももう一つあります。結構、地元の人でもトイレを利用するのですね。だけれども、これだけお客さんが大勢来ると、トイレもあそこにある数では……。キャンプをする人が大勢いますから、朝、並んでいる方がいっぱいいるのです。もちろん当然そうだと思いますけれども。ほかの人はどこへ行ってトイレをしているのかなというふうに思うこともあるのです。やはりそういったことも。とにかく公園というものは、管理していくにはなかなか大変だというふうにつくづく思います。

そういったことを考えて、だけれども南魚沼市の観光マップには、ちゃんとあれだけの立派な登川河川公園というものが載っているのです。多くの方がそれを見て、そしてここを訪れているのです。ですから、やはりきちんとしたある程度の施設対応は、南魚沼市に今後若い人がまた来たくなる、戻ってきたくなる、それも1つのイメージではないかと思うのですが、市長どうでしょうか。最後に一言。

○議長 長 市長。

○市長 2 登川河川公園の看板に工夫や整備を

河川公園であります。お話の向きは十分わかります。今、公園内に3か所、それから駐車場に3か所、設置されています。恐らく最盛期にはとても足りないでしょう。ただ、本当にああいうきちんとしたものが必要なのかも含めて、いろいろな議論があります。障が

い者の皆さんの多目的のトイレもつくらなければならない。さまざまある中で、有限な財政の中で何を優先してつくっていくのか。そこに充てられるいろいろな利用できる補助金とか、そういったものがあれば、またいろいろ検討しなければなりません、いずれにしてもそういうことも勘案しながらの設置になります。

そして、季節的な利用ということもあります。これらの中でどういうふうを考えるか。そして、当該施設が管理費等をいただいて運営しているものでもございません。その中で、広い意味で、広義の意味の市民の理解も含めながらやっていかなければいけないということもありますので、ここだけを最優先してということはなかなかちょっとできないかもしれません。しかし、事情はよくわかりましたし、その中で、できることはどんなことがあるだろうということからまず考えていくことが大事だと思います。できないとばかり言うては何もできませんので、その辺のことを含めて、ちょっと苦しい答弁であります、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 登川河川公園の看板に工夫や整備を

市長の思いはわかりました。以上で終わります。

○議 長 以上で阿部久夫君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 8 番、議席番号 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 質問順位 8 番、議席番号 7 番、私、勝又が一般質問を行います。大先輩の後で大変緊張しているのですが、実はきのうからちょっと喉の具合が悪くて、いつもの声が出ません。その辺のことはお許しいただきたいと思います。議長より発言を許されたので、通告に基づき一般質問を行います。

今回の 3 つの質問は、それぞれ私が市民から語りかけられた疑問を取り上げたものであります。市民からの質問を私が市民にかわって行う一般質問であります。市政は市民のためにあり、であります。それゆえに、この議場で市民の疑問を晴らすことは、大変大きな意味があると考えます。

常日ごろ、私が思うことは我々は思い込みの世界に住んでいるのではないかということがあります。このままでいい、これはこれでいいのだと、そういう思い込みがある限り、前進もできなければ改善もできないことになります。ときにはある意味で現状否定の考え方も必要ではないでしょうか。今回の 3 つの質問は次のとおりであります。

1 番目はドライブレコーダーや防犯カメラについての、我が市の考え方はこのままでいいのか。2 番目に財政に余裕がなく、県内でも最も苦しいレベルにあると言われる……（何事か叫ぶ者あり）いやいや違います。全体の項目を述べてやりますから大丈夫です。

○議 長 1 番のみで話を進めてください。

○勝又貞夫君 1 ドライブレコーダー・防犯カメラについて

そうですね、わかりました。では最初の質問は、映像の記録に関する質問であります。20 世紀は映像の世紀と言われましたが、21 世紀を生きる今、私たちの周りには映像が満ちあふ

れています。個人でも携帯端末といわれる機器により動く映像を記録し、自由に発信できる時代となりました。また、自分の判断でうっかり映像を配信すると、何らかの筋から注意を受けたり、場合によってはお叱りを受けるという時代でもあります。

映像を記録し、その電波を発信し、電波を受信するという技術は、今からおよそ 100 年前、日本の高柳健次郎が世界で初めて実験に成功したものであります。1926 年 12 月 25 日のことであります。これが改良されて、のちにブラウン管テレビになったわけですが、やがて技術革新が進み通信衛星によって同じ映像を全世界で同時に見ることができるようになりました。これが世界同時中継であります。

このテレビほど世界を大きく変えた技術はほかにないのではないかと、私はそのように思うわけですが、これほどの発明を成し遂げた高柳健次郎がノーベル賞をもらわなかったということ、これは大変不思議なことでありました。その後、プラズマテレビ、液晶テレビ、そして有機ELテレビと。日本の技術による日本の発明品として世界に発信されました。テレビの類いは全部、日本発だということ。何と日本はすばらしい国なのでしょう。

さて、このたびの質問の映像を映すドライブレコーダー及び防犯カメラが、日本の発明であるかどうかを私は知りませんが、時代とともにその設置台数はどんどん増えているようあります。時代が変わり、状況も変わっています。そんなわけで、実は私も自分の車にドライブレコーダーをつけました。

さあ、質問であります。ドライブレコーダー、防犯カメラについてお尋ねします。毎日のテレビ報道を見てわかるとおり、ドライブレコーダーや防犯カメラの設置はもはや時代の趨勢であります。南魚沼市の公用車のドライブレコーダーや、公共施設の防犯カメラの設置は進んでいるのでありましょうか。私が知る限り、なかなかこの設置が進んでいないようあります。せめて通学通園用のバスには、ドライブレコーダーを設置するべきであると思いますが、いかがでしょうか。

また、防犯カメラについては、保育園や幼稚園、小中学校を優先的に設置するべしとの市民の声があります。この点について、市長の見解をお尋ねします。壇上での質問は以上とします。よろしくお願ひします。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは勝又議員のご質問に答えてまいります。

1 ドライブレコーダー・防犯カメラについて

ドライブレコーダー・防犯カメラのご質問については、昨年の 12 月議会においてドライブレコーダー、防犯カメラの設置についてということで質問をいただきました。必要性とか優先順位を勘案しながら、設置を進めていくというふうに私のほうから既に答えておりますので、よろしくお願ひします。

その後の設置状況について私からはお話をさせてもらいたいと思います。方針は設置を進めていくということですので、よろしくお願ひします。ドライブレコーダーは昨年の 12 月時

点では、設置をしている車両というのが6台でした。バスが3台、普通車が3台でした。その後、設置を進めておりまして——議員からはもっともっとという声が出るかもしれませんが、現在は13台。バスが8台、普通車が5台となっております、7台をその後、増強させてもらったということでもあります。

さらに、現在発注済みの通学バス2台にも設置する予定であります。バスについては車両を更新する際には、基本的に設置していきたいと考えております。それ以外にも、予算の執行状況によっては、既存の車両に設置を検討していきます。その際は、市民からの声ということでお話もありましたし、当然我々も思っているわけです。我々はそれ以上に責任を持っているわけですから。市民の声は大事です。当然それに基づきます。しかし、我々はその上に責任がある立場でありますので、そういうこともいつも思ってください。その中でも我々は通学通園バスを優先して設置をしていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

防犯カメラの問題であります。これも12月議会で議員からご質問がありました。これも進めていくという話をしていたかと思えます。この設置を予定していると回答した市役所庁内においては、ことしの3月に本庁舎と大和庁舎のほうに防犯カメラを設置いたしました。現在ではそういう状況です。本庁舎では夜間、休日などの庁舎内への出入りを記録することを目的としてやりました。

あのとき、覚えておられると思いますけれども、どういう目的でやるのだということが非常に大事だということです。職員の不正防止なのか。12月ごろは、湯沢町役場庁内で職員間における窃盗が疑われる事案が発生していた、ちょうどそのときだったのですね。覚えておられますか。そういうことも防犯カメラ。でも、外部の人たちに対するいろいろなチェックの防犯なのか。防犯はさまざまあるのです。

なので、それを全部やろうとしたら大変なセキュリティの量になるのです。その辺を我々としては冷静に判断しながらやらなければいけないというふうに、答弁をしたつもりでありました。なので、現在、庁舎内への出入りを記録するということを目的として、2台のカメラを設置しております。

大和庁舎は、外部的な要因もございました。事務所室としての貸し付け——あの当時は名前を言えなかったと多分記憶しておりますが、リコージャパン株式会社が大和庁舎の部分を間借りしていただくことになりました。これは市にとっても収入としての有益性があるわけでありまして。ここに主に夜間・休日の庁舎内の防犯を目的として7台の防犯カメラを設置してございます。

12月議会でのご質問の際にも申し上げましたが、繰り返しになりますけれども、防犯カメラは何を目的に、そして何を記録するのかという設置目的をしっかりと定めないと、せっかく投資したことがなかなか役立てられないということになります。

もう一つ、我々の住んでいる南魚沼市はこれまで——今は例えばあのあおり運転のあたりも含めてですけれども、いろいろな検挙率の中でカメラが非常に有効だということは当然わ

かります。しかし、以前は我々は地域に開かれた施設として、さまざまそういう広げた形で、どなたでもおいでくださいという形で、施設を設置していったという経緯がありまして、そういう観点からなかなかそれを全部チェックするという機能をあわせ持つには、結構、口で言うのは簡単ですが、なかなか難しいという点もあります。なので、優先順位をもちながら必要なところをやっていく。

もう一つ、私の持論としては、今はテレビでそういう映像ばかりが繰り返し、繰り返し流されて、子供たちにとっていいかどうかということを私は思っているのです。例えばああい、あおり運転の映像がです。子供の心象として、成長として、ああいうものを見続けること。暴力的なことですね。そういうことも含めて思い、そして、全てが監視される世の中というのは、我々人間にとっては大変不幸なことです。なので、節度が大事だと思っているので、設置はしていく方針ですが、その中でも節度感、そして警察秘密国家的になってはいけない視点、いろいろなことをあわせ持ってやっていくのがやはり——全ての人はいろいろなことを言いますが、そこら辺も考えるのが我々の役目ではないのかということもあわせて考えておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。設置をする方向で進めますが、節度をもってやっていくと思います。

○議 長 一般質問の途中でありますが、ここで休憩といたします。再開を 11 時 5 分といたします。

[午前 10 時 44 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前 11 時 05 分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 ドライブレコーダー・防犯カメラについて

市長より答弁をいただきましたが、言われるとおりの何度もこの質問はしてまいりました。くどい質問だと、そんなふうに使われているかもしれませんが、これについては市民の意識も変わってきていますし、また何といいましょうか、時代の状況も変わってきていると。この類いの質問についてはこの議場で何度もやってまいりました。なぜ、私が繰り返し質問しなければならないかということにもご配慮いただきたいと、そんなふうにあります。

設置がどんどん進んでいけば、私はこんな質問をしなくて済むわけでありまして。私が見聞きする範囲内では、設置がなかなか進まない。それは多少は進んでいるのです。多少はあそこへつけた、ここへつけたという話がありますけれども、私に言わせれば通学通園用のバスには、全車つけてもらいたいという思いであります。何台余計につけたからもういいだろうというような、ことしはまあこれくらいでみたいな発想ではなくて、児童生徒あるいは園児、そういう大事な次の世代を担う国の宝物を運ぶ車でありまして。追加、追加で何台、何台と言わずに、全部つけてもらえれば私もこういう質問をしなくて済むと、そんなふうには思っているのですが、なかなか進まないというこの現実を見て、南魚沼市行政の七不思議の 1 つ

と私はそんなふうにさえ思っています。優先順位から落とされているのだらうなどそんなふうに思うと、多少残念な思いもあります。

それで、市長にお尋ねしたいのですが、本年度末までにあとどれくらいつける予定なのか。予定があればお答えいただきたいと思います。なければならないで、そのように答えてもらえれば結構です。お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 ドライブレコーダー・防犯カメラについて

これは簡潔に答えさせてもらいます。私もちょっと今、後ろを振り向いて確認をしましたが、今年度の予定はございません。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 ドライブレコーダー・防犯カメラについて

簡潔な答弁をありがとうございました。市民の目線からして、どのように映るかが少なからず心配であります。市民から結局、行政が一番遅れているのではないですかね、と言われてどきっとしたことが実はありました。議員という立場であっても返事に困ります。それはそれとして、ドライブレコーダーの質問はこれで終わりにして、次に防犯カメラの質問に移ってみたいと思います。

以前、申し上げましたように、スーパーやホームセンター、コンビニあるいは金融機関等々、当たり前のように防犯カメラがついています。もう、最近では個人商店とか全くの一個人の家の玄関にさえ、防犯カメラが設置されるという時代になったように思います。なぜこれほど我が市の公共施設に防犯カメラがつかないのかと。市長の答弁の中に、市役所の入り口と裏口、人の出入りするところに2か所つけたという答弁がありましたが、全く私もそのとおりの事実については見て知っています。しかしながら、これで十分だとは決して思わないです。市民もそんなふうに思っていると思います。これで終わりではないだろうと。

予算的に無理という意味ではないと市長はおっしゃいますけれども、それでひとつ私はどう解釈すればいいかわからないという部分がございます。何を目的に、何の映像を撮るのかというお話でありますけれども、では例えば猫や犬が出入りする、猫や犬だけを撮る防犯カメラなどというのはないわけです。怪しげな人物が歩く、その怪しげな人物だけを撮影する防犯カメラなどというものはありません。全ての映像を撮って、その中に何らかの証拠、あるいは第三者に証明できる現実が映っていやしないかということ、そのことが撮影する目的であります。目的を限定して何を撮りたいのだというようなお話は、ちょっと私には解せない。

また、例えば市の庁舎の中で働いている人たちの声からしても、何かあったときに全部映像に記録されていれば、安心ですよねと言う人たちもいるわけです。防犯カメラの映像に映りたくないという人もいるようではありますが、ではなぜ映りたくないのだと逆に聞いてみたい思いもしてきます。どうでしょうか。映りたい人だけ映すような防犯カメラというのはないわけですし、市長のおっしゃるその意味が私にはどうもよく理解できないと。この点につ

いて市長、私の感想について何かあったらお願いします。

〔「質問します」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 1 ドライブレコーダー・防犯カメラについて

ちょっと今、私が聞いていてわからなかったのは、どの部分に触れて私の話が理解できない部分があるのですか。考え方の相違はあるかもしれませんが、私の話が全く理解できませんか。どこの部分のことを言っているのか、ちょっとそこがわからないので教えてください。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 ドライブレコーダー・防犯カメラについて

私も日本人ですから、日本語としての意味はよくわかりました。それで、防犯カメラで何を映すのかと、何を撮りたいのだと、そこが問題だというお話がありましたよね。何が目的なのだ、何を映すのだと。その目的を限って映す防犯カメラなどというものはないわけです。例えば、先ほど申し上げましたように、出入りする猫や犬だけを映す防犯カメラとか、あるいは怪しげな男が出入りしたと。その人物だけを映して周囲は一切映さないというような防犯カメラはないわけですから、基本的には全てを映す。そういうものでありますので、その目的を限定して映すということは無理。なぜ限定してどうこうという、その思いが出てくるのか、その辺がわからないと申し上げたわけでありまして。

○議 長 市長。

○市 長 1 ドライブレコーダー・防犯カメラについて

再度、質問をしたいぐらいなのですけれども、そうすると全部つけばいいということになるのです。全ての部屋とかです。我々が思っているのは、出入りのところだけをきちんとして、どういう方が出入りをした、そういうところの部分で今のところいいのではないかという判断を進めていこうとは思っています。それが前提にあるのです。これでいいとばかり思っているわけではありません。しかし、最低限のところとしては出入りのところをきちんと撮って、管理上やっつけいこうということで進めたということですので、ほかに全般に及んでいる話だとまた私もちょっと絞り切れないので、そうしたら私が言っている全部を映せということになります。そうでいいのでしょうか。なので、目的とかいろいろなものがありますと。窓口にこれから設置するのが必要かもしれないし、いろいろあるけれども、とりあえずはそこをやらせてもらったということなので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 ドライブレコーダー・防犯カメラについて

これ以上議場で押し問答はしないほうがいいと思います。考え方の相違ということもありましょうから。考え方の違いであればそれはそれでいたし方ないと思いますが、やはり時代の趨勢として、できれば玄関に入る一步手前とか、あるいは入ったロビーのあたりとか、一応候補としてはかなり考えられる。例えば2階なら市長室に入る前とか、議会事務局の入り

口とかにあれば、いろいろな意味で第三者に証明できる記録が残るわけです。私はそんなふうに思っていますが、この点についてはあまり深堀しないことにしましょう。

しかしながら、申し上げておきたいことは、四、五年前に聞いたことでありますが、アオーレ長岡には、防犯カメラが42台ついているというお話でありました。今はもっと台数が増えている可能性すらあります。お隣の魚沼市の来年竣工する新庁舎には23台の防犯カメラの設置が予定されているというお話であります。

先ほど市長がおっしゃったように、湯沢町役場については、昨年4台の防犯カメラが設置されました。これは新聞にも出たということでごらんになった方もあろうかと思えます。予定としては10台というお話も伝わってきていますので、残り6台がことしついたかこれからつくのか、そのことは私は知りません。知らないことは知らないと申し上げますが、抑止力というその部分からすれば、市民の目線からして段々と増やしてもらいたいという思いはあろうかと思えます。では、この質問については以上で終わることにします。

2 身を切る改革について

2つ目の質問に移ります。市行政における身を切る改革についてであります。8月7日に発表された国の人事院勧告は、6年連続引き上げとなりました。南魚沼市ではこれまで給与については国に準ずるという考え方で、職員の給与改定を行ってきたわけですが、ことしも国準拠の考え方に変わりはないでしょうか。

この質問についても、私は去年同様の質問をしました。なぜ改めてことしこういう質問をするかという、新聞やニュースで報道されたとおり、新潟県は財政難を理由に身を切る改革へと第一歩を踏み出したという事実があります。皆さんがごらんになった新聞の中には、新潟県知事が20%の減給、副知事が15%、部長職が10%とかというような類いの新聞記事があったように思いますが、ごらんになった方もいらっしゃると思います。

県の職員の間から漏れ伝わってくる話では、まだ発表になっていないのでよくわかりません。私も不確かなことは申し上げられませんが、据え置きでも仕方がないかなど。人事院勧告は引き上げであっても、新潟県の場合は知事が2割削減という自分自身の身を切っている限り、我々も据え置きでもしようがないというムードが大勢を占めているというような話は聞きました。それ以上の話も聞いていますが、まだこれは発表ではないのでこの場で申し上げることはしません。

それで、我が南魚沼市の苦しい財政状況を考えれば、このような新潟県の動きを見習うべきではないでしょうか。お尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 身を切る改革について

それでは、勝又議員の2つ目のご質問に答えてまいります。身を切る改革。この場にいる人で県のそういう発表といいますか、身の処し方を知らない人がいるはずがないと思えますけれども、このことについて南魚沼市ではどうかというご質問の趣旨だと思います。結論から言うと、県と南魚沼市は違いますので、私の考えを述べさせていただきます。

これは今までずっと言ってきたことであります。例年、市は人事院勧告及び県の人事委員会勧告の内容を勘案して、国準拠での給与改定を行っています。今年度につきましても、現段階では国に準拠するという考え方に変わりはありません。

これは以前から申し上げておおり、それをではどういう数字をもってやるのだということも含めてなかなかやりにくい。そういう中で、例えば、政令市もしくは大きな市は、人事委員会を持っていますので、そういったところでやったものについてやっていきますが、南魚沼市はそういうものは持ち得ておりません。こういう中で何に準拠してやっていくか。どういう基準をもってやっていくかということの中で、この方向をとってきたということでもあります。ことしも今ほど申し上げたとおり、考え方に変わりはありません。

南魚沼市の財政状況を、先ほど苦しい財政状況と言われました。苦しい財政状況というのは、誰もがやはりそういう言葉を使います。では、どういうふうに苦しいかという内容、吟味、そして財政計画とかをさまざま立ててやっているわけでありまして。こういうことを語らずに、南魚沼市は苦しい財政、財布がないとかそういうことがよく取り沙汰されるのですけれども、それは我々は軽々にこの言葉を使うのはいかがなものかなと私は思います。

苦しいというか財政が豊かでないことは確かかもしれませんが、健全なる財政を行ってきている以上、それに基づいて、給与の問題、身を切る改革を進めるべきかどうかという判断に立つことだと私は思います。

以前、私ではない最初の市長は、当初、大変な財政難が見込まれるという中で、それこそ身を切る改革としてこれを行い、そして職員もそれに応え、議会の皆さんも応え、そしてやったという経緯がありました。しかし、その部分でこれは非常に危険信号が出ているものが改善された中では、またもとに戻したというところがございます。今回の県議会の、当地域から出た県議会議員が、この題材に触れながら、そして説得をしていったという経緯があるそうであります。

そんなことも含めて、今、南魚沼市がそういう状態に陥っているかという、これは市民の不安をあおってばかりいてはいけません。健全なる財政計画を立てながら、そこに基づいてやっている。現状はそうだ。しかし、豊かではないけれども、そういうことがやられている今、県がそういう状況に陥っているということをもって、我々が今身を切るところで、これは職員の給与にまで影響するわけでしょう。そういうことを軽々にここで方針を私に述べろと言っても私はできません。

ただ、前から言っているとおり、そういう状況に陥ったときには、私はみずから身を切りながら、皆さんの説得に回る。これは当然な道筋でありますので、そのことを超える発言は、私はできませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 身を切る改革について

市長より慎重なる答弁をいただきました。私はこれについてこれ以上、どうこう申し上げるつもりはありませんが、1つだけお尋ねすることにしたと思います。新潟県の実質公債

費比率が 14.9%ということで、花角知事は県財政は緊急事態と言えるというお話で、新聞にも載っているわけです。いろいろな新聞に載りました。緊急事態だと。いろいろな意味での予算削減、あるいは職員の給与の縮減についても新聞で触れられています。大変な決断だと私はそのように思いました。

我が南魚沼市の実質公債費比率は、平成 30 年度末で 15.5%。これは第 11 号報告にあったとおりであります。この実質公債費比率というのは数字が高ければ高いほどよくないわけです。だから、今現在、我が南魚沼市の実質公債費比率は、緊急事態といわれる県の数値よりも高いと。今後、七、八年後にはまた 18%になろうかという予測も実はないわけではないというお話を、この議場にいる人はみなご存じのことであると思います。こういうことについてやはり何がしか議場に身を置くものとしては、不安に思うこともあるわけです。市長の答弁でおおよそのことはわかりましたが、今後の市政運営に不安がないかどうか、その辺のことを再度、力強くお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 身を切る改革について

不安がないかどうかというお尋ねでありますので簡潔に申し上げれば、不安はいつもあります。不安がない首長なんかいません、と私は思います。だからこそ、その不安を不安という言葉に踊らされることなく、数字の実態、それからこれからやるべきこと。例えばこれが数字が上がったとしても市政は突発的にいろいろなことが起き得ます。そういったときに、では、準備として財政調整的にもこのぐらい積んでおかなければならないとか、例えばそういうこと。それだって、絶対 100%と言えない数字ではないですかね。そういうことも含めてやっていく。

もしかしたら、これはどうしても取り組まなければいけない事業だということになれば、例えばカメラのこともそうです。絶対に必要だということになれば、それだけでパーセンテージがどんと上がるということはないと思いますけれども、必要な事業はやらなければならない。健全たる財政計画に基づきながら、それを羅針盤としながら、しかし、やるべきことはやらなければならない。これが行政ですから。数字だけの多寡だけを——それは上がったら大変なのです。大変なのですけれども、そこだけを見ながら進めることもできない。そういうことと言えば、大変不安な中で毎日を過ごしているということは本当ですから。不安がないわけではありません。

○議 長 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 身を切る改革について

慎重なる答弁をいただきました。この件については以上とします。

3 美術品の管理について

3 つ目の質問であります。美術品の管理についてであります。あちらこちらの美術館や今、今泉は記念館ですね。ああいうところを訪問しては、その担当者といろいろ何げない会話をする中でわかったことは、美術品を扱う上での南魚沼市の管理上のルールのようなものがな

いと。明文化されたルールのようなものがないと私は聞きました。あちらこちらでその話を聞いたので、そうなのかなと思ったのですが、その辺もあわせて、我が南魚沼市の所蔵する美術品の管理は適切かどうか。その件についてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 3 美術品の管理について

それでは、勝又議員の3つ目のご質問です。美術品の所蔵、この美術品の管理は大丈夫かということです。本来ならこれは教育部のほうで答えるべき内容かもしれませんが、私のほうでここはちょっと答えさせてもらいますので、よろしくをお願いします。

まず当市の所蔵数をもう一度振り返らせてもらいます。平成30年度末で登録されている作品総数が2万4,358点ございます。年に2回から3回程度の展示がえ等を行いながら、約265点の作品を常設で展示をしている。大変な数があるのだなと改めて思うわけであります。

収蔵庫の大半は絵画、版画、民族資料等——書籍とか切手とかコイン等もこの等には含まれますが——収蔵されていますが、年に1回はそれぞれ殺菌消毒のために燻蒸処理または害虫の駆除などを行うとともに、空調機器等を利用して現在、室温や湿度に注意をしながら作品の劣化防止、良好な保管・管理に努めているという状況です。

貴重な美術品、ご寄贈いただいたものが多いわけであります。今後も正しい認識のもとに、取り扱いには十分な注意を心がけて、適切な保管に努めてまいりたいと思います。また、多くの方々にごらんいただけるように、できる限り展示や他の施設への貸し出し等も含め有効な活用を図り、次世代に継承していくように図っていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 美術品の管理について

この件については四、五年前に一度、私は議場で同様の質問をしたことがあります。そのときは定期的に全数点検をしているかいないかというお話を伺った記憶があります。その時点ではやってないというお話で、このたび議会事務局を通じて担当のほうへ確認したのですが、やはり全数点検なるものはしていないと。いないというよりは実質できないのだと思います。それで、地元の美術の先生なども口をそろえて言うように、これくらいの自治体で美術館を3つも持っている自治体などというのは、すごく恵まれているのだと。収蔵作品がどれほどあるか、君たちはその価値を知っているのかと私は言われたことがあります。

そんな中で、ならば美術品の管理をしっかりするべきだと。まず、扱うための明文化したルールを南魚沼市として早急につくるべきだと私は思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 3 美術品の管理について

私が答弁申し上げて、不足のところがあればまた担当のほうにも答えてもらいたいと思います。まず、この規則・ルールのことです。これについては、今、南魚沼市独自の指針、規

則というのは確かに設けてはおりませんが、文化庁が作成をしている「文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック」というのがあるそうで、ここでは県立の博物館の例えば美術工芸品の借用、展示、返納までのポイントとかそういったことも含めて、さまざまやはりそういうことを勘案しながら我が市も参考にして進めているというふう聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 3 美術品の管理について

今ほど市長が保管に関して申し上げたのはそのとおりでございますし、ただ、公開に関して社会教育課内で内規的なものでございますが、「美術工芸品等の公開に関する取扱い要領」ということでつくってございます。以上でございます。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 美術品の管理について

今の答弁を伺って前向きに検討していただけるものと考え、次の質問に移りたいと思ひます。管理といつてもさまざまな管理があろうかと思ひます。まずは定期的に美術品の在庫の一元管理がなされているかという部分についてお尋ねしてみたいと思ひます。

美術品は美術館にだけあるわけではないですよ。収蔵庫の中にあるものも、展示されているものもあれば、市の庁舎の市長室にあつてみたり、副市長室にあつてみたり、議員控室にあつてみたり、六日町小学校の体育館にあつてみたり、校長室にあつてみたりと。あるいは小学校、中学校は私もうなずけるのですけれども、何と地元の高校にも市の美術品が配置されている。配置という表現はよくないと思ひますけれども、貸し出されているというお話であります。

そうしたときに、例えばこういう美術品の一覧表のようなものがあるわけです。写真を見ながらこの絵はいまどこそこにあるはずだけれども、見ないけれども、どこに行ったのかみたいな話をして、さあ、どこでしょうか、みたいな会話がもしあるとすれば、定期的に一元管理されているわけではないのかと思つてしまうわけです。

どこそこの学校に誰々の絵と誰々の絵がありますというような、所在の確認なら文書1枚でいいわけですよ。そして欄をつくつて、いつ幾日誰が点検したと。それを教育委員会の担当に1年に1回ないし2回上げれば、その時点でどの絵がどの学校あるいはどの公共施設に、今現在あるのかというのが1冊のファイルで全部わかるわけです。そういう形にしておくべきだろうと私は思ふわけです。

たまには学校間同士で美術品を入れかえるというようなことも実際あるようであります。トミオカホワイト美術館の絵にしても、あそこに全部あるわけではない。市内の学校に貸し出されているというものもあるようにどこかで聞きました。それについてはそういうこともあるのかなと思ひますけれども、どこに何が今現在あるのかと、さあどうでしょうか、みたいなお話ではよくないと思ひます。そんな中で、一元管理、どこかで1冊のファイルの中に美術品の所在が全部わかるというようにするべきだと思ひます。

例えば、トミオカホワイト美術館の美術品であれば、あの絵は通常、号15万円なのだそうです。割に大きい絵ですから。100号という単純に計算して1,500万円、150号とかいうものもあるわけです。そうすると単純計算で1枚2,250万円。そうするとそういうものが今現在どこに配置されているのかと。こちらに差しかえたらしいけれども、いつだったかな、みたいなそういうことではよくない。毎日、毎日なんて、もちろんできないわけですから、1年に1回や2回でもいいわけです。そういう管理をするべきではないかなと私はそんなふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長 市長。

○市長 3 美術品の管理について

なるほどと思って聞きました。ちょっと私がいまいちわからないところが多いものですから、これは担当の教育部のほうから答えてもらいますので、よろしくお願いします。

○議長 社会教育課長。

○社会教育課長 3 美術品の管理について

今ほどの、作品がどこにあるか把握しておくべきだということでございますが、これは1冊の資料としては持っておりませんが、データとしては一応どこにあるかというのは把握しております。

あと、小学校・中学校に関しましては、これはごく本当のこと——私もちょっと聞いた話ですけれども、寄附については指定寄附、この学校に飾ってほしいということで、指定寄附されているものが多いということで、そうなりますとその作品をほかの美術館等に飾るわけにはなかなかいかないということがございますので、そういった内容になります。高校については貸し出しという話でしたけれども、その辺の事情をちょっと、私が今、承知しておりません。いずれにしても所在については今後きちんとデータから1冊の書物といいますか、そういったことにしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 美術品の管理について

今泉記念館についてはいろいろな人の絵がありますから、ごく簡単には計算できない。トミオカホワイト美術館の収蔵庫には、ごく簡単に言うなら大半が富岡惣一郎の作品であります。号15万円とするなら、では1枚幾らか。それがどれぐらいあるか。電卓をはじいてみて私はええっと実は思ったのです。2度、3度はじいても間違いない。どういう金額であるかはいろいろな問題があるかと思いますのでここでは申し上げますが、こういう類いのレベル、我々が想像するようなレベルではない美術品が、ものによっては学校にまで出ているということであれば、やはりしっかり管理していくべきだと。今、答弁にありましたので、それについてはそれでよろしいかと思えます。

それで、今泉記念館には棟方志功の作品だけでなくいろいろな作品があるわけです。伊東深水とか平山郁夫とか東山魁夷など、日本の名立たる人々の作品がある。外国の巨匠について言うならば、私はこの本の中から拾ってみたのですが、ピカソが16点、ユトリロが1点、

シャガールが9点、ピュッフェという絵描きがありますが16点というように、ヴラマンクとかブラジリエ、カシニョールほか、世界的に名の通った方々の美術品があるわけです。

こういうものが本当にそこにあるのかという部分です。定期点検をしているかいらないかという問題もあろうかと思えますけれども、いや、多分しているのだと思います。担当者が見て、はい、ありますと言うだけでいいものかどうかという問題であります。例えば、数学の世界なら仮定と証明です。AイコールB、BイコールC、ゆえにAイコールCみたいな、そういう内容を証明すると。誰が見てもうなずくようなそういう証明をする。それが数学なわけですから。

我々物づくりの世界にいますと、常日ごろ感じるのですが、つくって出荷ではなくて一次検査をするわけです。出荷先で二次検査をする。県外のどこかの部品工場で最終検査をする。その工場から自動車メーカーに部品が送られると、自動車メーカーで抜き取り検査をする。4段階のチェックが入るのです。例えば、担当者が全部見ました、全部あります、オーケーです、と言ったときに、どう検証するか。物が物で5万円、10万円の代物ではないと仮定すれば、どのように検証するかというそういう問題も今後、考えていかなければならないのではないかと思います。

例えば、第三者を立会人に立てて、1点、1点あるなしの検証をしていくというようなことも、ときにはあっているのではないかと。例えば、そういうことをやらないでいると、どこかの有名な先生の絵がいつの間にかなくなっていたと。箱はあるけれども中身がないとかそういうようなことが仮に起きたときに、誰も気がつかない。美術品が紛失しても誰も気がつかないで終わってしまうというような可能性を否定できないわけです。大変な財産を預かっている行政としては、ときにはそういう行為もあっているのではないかと私は思いますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 美術品の管理について

拝聴しました。この件につきましても、担当の教育部のほうから答えてもらいたいと思います。今、言われていることは、あってはならないと本当にそう思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 3 美術品の管理について

点検でございますけれども、今、全くやっていないというわけではございません。膨大な収蔵品があるために一斉には作業ができないということでございますし、保管庫にまた大勢の人間が入るということは、やはり保管上好ましくないということもあります。少しずつではありますけれども、台帳と作品の確認作業については継続して現在も行っているような状況でございます。

立ち合いにつきましては、今、指定管理ということでやっておりますので、その場に職員等が立ち会えるかどうかということも含めて、今後検討していきたいと思えます。以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 美術品の管理について

聞くほうも聞きづらい質問でありました。答えるほうも大変答えづらいということであったと思います。この質問はこれぐらいにして次の質問であります。

絵画等の所有権の問題についてお尋ねします。先ほど申し上げましたように、1枚で大変高価な絵がかなりあるわけです。聞いてみれば、登記とかはしてはいない、登録もしていないのではないかみたいなそういうお話であります。実は新潟の私の知り合いの弁護士に、こういう美術品の所有権についてごく詳しい人がいたら紹介してくれと申し上げましたら、返ってきた返事は、知らないというお話でありました。司法書士の先生にも2名聞いてみましたが、そういうのもあるのだろうと言いながら、わからないと。

よほど特殊な部分ですので、そういう答えもあって当たり前かなと思いましたが、この世界のことで、所有権なるものがはっきりしていて、第三者に証明できるものでないと、例えば紛失してどこかへ流れ出したと。流れ出したものを誰かが現金で買ったというような場合、今度は誰の持ち物なのだというような問題が起きはしないかとか、いろいろ私なりに調べてみました。文化庁に美術品は登録することができるのだそうです。美術的な価値のあるものであります。幾らぐらいかかるのかはわかりませんが、やはりそれも検討してみるべきではないか。権利関係が全く公式な記録としてない。ただ持って保管しているだけでありますというような状態が、果たしてベストかどうかです。こういうことはあまり考える人はいないのではないかと私も思います。いろいろな人にこの件を聞いてみたのですけれども、そこまで考えるかというふうに言われた場面もありました。

物が物ですので先ほど申し上げましたように、大変高価なものもあるわけです。第三者に証明できる所有権なるものを、今後、検討してみるべきではないか。登記とか何かできないのであれば、せめて文化庁に登録するとかというような、そういう形であってもいいのかなとそんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 美術品の管理について

今の件につきましても、担当の教育部のほうから答えてもらいます。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 3 美術品の管理について

今ほどの文化庁への登録ということでございますけれども、確かに国のほうの「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」ということで登録できますが、その制度につきましては重要文化財や国宝、その他世界的に優れた美術品を国が登録するというふうに書いてございます。当市が所蔵している作品がそれに当たるかどうかはちょっとわかりませんが、今のところそういった形で登録するということは考えておりません。以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 美術品の管理について

今の答弁で言われることはよくわかりましたが、何がしかほかに方法でもあれば、それを

検討してみるべきではないかと私はそんなふう思うわけですが、自分の感想を述べて以上で私の質問を終わることとします。

○議 長 以上で勝又貞夫君の一般質問を終わります。

○議 長 昼食のため、休憩といたします。再開を1時10分といたします。

[午前11時51分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

質問順位9番、議席番号2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、議長から発言を許されましたので、一般質問、今回は大項目2点について質問させていただきたいと思っております。傍聴の皆さん、大変ご苦労さまです。

1 骨髄等提供ドナー助成制度の導入について

まず、大項目の1点でございます。骨髄等提供ドナー助成制度の導入についてということをお願いをいたします。白血病や再生不良性貧血等の治療には骨髄移植等が有効とされていますが、移植には白血球のHLA型の適合度の確認が必要となります。兄弟姉妹間では4分の1の確立で一致するといわれていますが、親子でもまれにしか一致せず、非血縁者間では数百から数万分の1程度の確立でしか一致しないことから、1人でも多くの患者さんを救うためにはドナー登録者の増加が重要になります。

県内においても、骨髄バンクサポート新潟等によるボランティア活動により、ドナー登録の呼びかけや取り組みが行われており、7月末現在、9,466人の登録があり、全国では52万人の登録となっています。しかし、まだまだ十分な状況にありません。また、ドナー登録者から実際に骨髄提供をいただける割合は、提供時点でのドナーの健康状態や仕事の都合、また妊娠・出産等の関係もあり、その提供率は60%程度にとどまっています。このことから、市内の事業所でのドナー特別休暇制度の導入であるとか、自治体による提供ドナーや支援事業所への助成制度等の充実も急がれるところです。

県内の各自治体においても骨髄バンクドナーに対する支援制度の整備等が行われており、既に県内20市中12市において支援制度が導入されているという状況にあります。南魚沼市としても南魚沼保健所と連携しながら、献血実施時にドナー登録の呼びかけ等を行っているところですが、この助成制度の導入についても早期に実施すべきと考えますが、お考えを伺いたいと思っております。壇上からの質問は以上とさせていただきます。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは梅沢議員のご質問に答えてまいります。

1 骨髄等提供ドナー助成制度の導入について

まず、大項目の1点目の骨髄等提供ドナー助成制度の導入についてであります。お話があったところもございしますが、この骨髄移植のドナーになると、説明などのための通院、それ

から事前、事後の健康診断、あらかじめの自己採血、骨髄採取といった多くの時間を費やすということになるということでもあります。実際に骨髄を採取する際の——大体3泊4日程度と聞いておりますが——入院にかかる医療費などは、提供を受ける患者さん側の健康保険で支払われるというふうにも聞いています。

日本骨髄バンクに登録をしたドナーの場合は、事前検査や面談のための交通費などが骨髄バンクから実費として支払われるようであります。しかし、先ほど触れられておりましたけれども、ドナーになろうという方が、勤務先になかなか特別休暇という制度がない。そして、勤務日数で給料が支払われているような働き方をしている方々にとっては、この減収も含めてございます。そして、勤務を休むこと自体の負担感がなかなか多いと思います。そういうことが考えられると思います。

県内12市でそういう助成制度が既に自治体で始まっています。本当は町が2つありますので12市2町になりますでしょうか。その中で大体は通院、または入院日数掛ける2万円、上限で大体14万円、ほとんどのところはこういう制度をつくっています。

我が市の中ではどういう感じになっているかというふうに見ますと、今、南魚沼市のドナーの登録者数は、平成30年3月末の数字ですけれども、226人いらっしゃるということあります。県全体で、ことしの9月4日の聞き取りですけれども、県内全体では今、移植を希望している方の数というのが23人。なかなか市町村別では問い合わせても教えてくれません。・・・ですね。それから、こういう課題が出てまいりましたので、当市の実際に実施をした方の数、そして提供した——あるわけですね、いただいた方と差し上げた方、これらについても我が市としては、今、骨髄バンクに問い合わせ中であります。これらを含めて、大変大きな課題だと思います。

このような負担を強いられるというなかなかこのドナーの皆さんに対する助成制度というのが、私どもの思うところによると、これほど重大な課題で、非常に成果も上がるという、そして数が多くなければこれはなかなか一致しないということもあれば、本来であれば、これは厚生サイドといいますか、国、県のレベルで整備をすべきであろうと私は考えている1人です。

このことについては例えば最近池江選手の白血病の問題とかがありますが、市として支援ができるかどうかについては、これは現在の他市の状況などもちょっと調査もさせていただき、これについては検討を加えてまいりたいと考えているところであります。ここでは必ず導入するかということにはちょっと明言は差し控えさせていただきますが、大変関心事でありますので、これは研究させてもらいたいと思います。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 骨髄等提供ドナー助成制度の導入について

ありがとうございました。市長からもこの制度に対する前向きなご答弁をいただきました。市長のおっしゃる状況的にはそういうとおりでだろうと思っています。市としての助成制度もドナーに対する助成と、県内でも特別休暇の実施事業所に対する助成を行っている自治体も

あります。それらも含めて、ぜひ、前向きなご検討を進めていただければというふうに思っています。

また、今市長が言われたように、この制度は助成でそういった関心と体制をつくるということも非常に大事ですけれども、それと同時にやはり登録者の拡大、これが本当に重要なポイントとなってきます。今、市長のほうから池江璃花子選手の話もありました。本当に池江選手の話が出たときには、全国的にも登録者数や問い合わせがぐっと増えたという状況もあります。新潟県内におきましても、白血病により骨髄移植を受けたアルビレックス新潟の早川史哉選手が2年4か月ぶりに、この7月1日ビッグスワンのピッチに立ったということで、本当に大きな声援を受けていました。また、つい先日、9月3日の地元紙には「命の大切さ切々と 地元で白血病の経験語る」という見出しで、糸魚川出身の俳優、樋口大悟さんが、骨髄移植を経て復帰した経験を語る「骨髄バンクって何？ライブ&トークショーVOL3 僕には誕生日が2つある。」という部分が紹介されていました。骨髄移植をしなければ余命2年と宣告をされたそうですが、移植を受けたことを、「移植した日は、新しい命をもらった第二の誕生日。」だということで、提供者への善意の感謝と骨髄バンクの重要性を語っていました。

骨髄バンクの登録者数はまだまだ十分な状況にないわけですが、今後もこの助成制度の早期の整備、これらにぜひ前向きにご検討をいただくとともに、今、保健課のほうで骨髄バンクの登録者の普及推進ということで、保健所と一緒に取り組んでいるわけですが、それとともにぜひ、このような普及推進に向けた取り組みを、今まで以上に進めていただくということを強く要望いたしまして、この件については今ほどの市長の答弁で了としたいと思います。ぜひ、今後の取り組みに期待をするということで終わり、次の質問のほうに移っていきたいというふうに思います。

2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

続いて大項目2番のまず第1点目でございます。県の原子力災害広域避難計画については、3月議会と6月議会で取り上げさせていただきました。3月議会では、市長のほうから「はっきり言ってまとまるわけがないです。」「まとまるとしたら、我々が文句を言います、絶対」という答弁をいただきましたが、6月議会では「市町村の意見のある程度反映し修正したものであるということから、一定の評価はしたいと思います。」と、その評価が大きく変わってきているように思っていますが、その根拠についてまず伺いたいというふうに思います。

○議長 市長。

○市長 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

それでは、梅沢議員の2つ目のご質問であります。その根拠ということではありますが、少し説明を加えながらいきますので、お聞きください。県の原子力災害広域避難計画について、6月議会で私のほうから「一定の評価はしたいと思います。」という発言のその根拠についてです。梅沢議員もご存じのとおり——その前に、県はことしの1月24日、新潟県原子力災害

広域避難の計画（案）を公表して、翌1月25日付で避難計画案に対する意見を、県内の各自治体に照会をしたということであります。この意見照会に対して、長岡市、また柏崎市はもちろんですが、各自治体や原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所などから169項目の意見が県の原子力安全対策課に提出をされたということです。6月議会でも申し上げましたが、これらの意見の中には南魚沼市からのものも含まれているということであります。

新潟県ではこれらのさまざまな意見に対して指摘のとおり修正、また一層の検討、また関係機関との調整など今後の対応や課題も含めた上で、3月29日付の原子力災害広域避難計画として発表したものと考えております。ここまでが前章です。

この避難計画ではこう書いてあります。「本避難計画は、現時点における広域避難に関する考え方及び具体的な対応などをまとめたものであり、今後も随時更新を行っていく予定」としており、市町村等の意見をこの時点で反映し修正した計画であるというふうに私のほうは判断をしました。

まだ完成されたものではないということは承知しておりますが、県において県内自治体の意見を聞いて避難計画に取り入れるべきは取り入れたこと、このことも含め、ひとまずは第一歩前に進んだというようなところが、私の一定の評価としたいという発言に結びついている根拠になっているかと思えます。

さらに、県ではことしの11月に新潟県原子力防災訓練を行う予定としています。これらも含めて、先の知事の会見、全部原文を読んでいるのですけれども、この中では、今回の前です、2回前のときにもこの発言がありまして、これらについてはその検証を含めてこれを行うということで、当然そこで出た結果等を踏まえて、またさらにその避難計画自体が見直されていく。現時点でそれが固まったものではないということをお返しているかと思っておりますので、我々もそういうことを踏まえて、その時々できちんとは違うのか、ああではないのかということは申し伝えながら、より精度の高い計画にしてもらいたいと考えているところであります。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

ありがとうございました。今ほど経過については市長がおっしゃったとおりだろうというふうに思っています。例えば3月議会のときの「はっきり言ってまとまるわけがないです、我々が文句を言います、絶対」という答弁の前段ということになりますと、1月に意見の聴取がきて、南魚沼市は4点ほどの意見を県に上げたという段階になっているかと思えます。この4点というのは、この前の6月の答弁で市長からも触れていただきましたが、避難所、救護所の開設、これはどこが行うのか。それから、避難所に救護所を設置するとあるけれども、運営はどこが行うのか。それから、安定ヨウ素剤の配布について。それから、避難準備区域であるUPZ外の市町村への情報共有が配慮されているかというような4点が南魚沼市から上げられていた。これが2月の時点であります。

この中で計画に反映されたのは第1点、これは避難所の運営、どこの町内会がやるのかということで修正を県はやりました。2点目は今後の更新時に修正をしますということで、今回は直接は修正になりませんでした。3番目、安定ヨウ素剤の配布についての計画、これは県も満足な記載ではないが、県全体で確保していて記載済みだということで、これは修正になりませんでした。4点目、この情報共有の部分は、今後の更新時に再検討するというので反映をされていないということです。

今後もこの計画が、原発が稼働して33年たって、ようやく計画ができたという段階ですから、今後も修正をされながら、だんだんときちんとしたものになっていくのだろうとは思っていますけれども、なかなか例えば3月議会でのこれを聞きますと、全否定のように聞こえるのですけれども、それが今回の4点を市では上げましたが、ここである程度市の要請が修正をされたのは基本的には1点、あとはこの記載で満足だろうという部分と、今後の更新時に修正なり再検討となっていました。

私が実はここで言いたいのは、それぞれ認識ですから、その時点でいろいろあるのでしょうけれども、原子力災害といいますか、広域避難計画、これは特にこの地域でも新潟県では原子力問題はこれまでの各選挙でも本当に大きな争点になっていて、そういう意味では住民も大きな関心を持った重要な課題だというふうに思っています。これに対する評価や考え方が、あまり市の、特に市長の認識や考え方が変わる、不安定に変わるようだ、住民に与える影響や不安も大きくなるのだろうという部分があります。この辺についてはきちんとした市の方針を持ちながら、情報発信も含めてやっていっていただきたいというふうに思っていますが、この辺についてももしご意見があればちょっと伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

この件についてはもう梅沢議員とは何度か、回数はちょっと数えられないですけども、何度もやっていますね。その中で本来、避難計画は県がきちんと説明すべきだと言っています。住民の皆さんへの説明は——全然私はぶれていませんので、そういうことをずっと言っています。そして、我々も必要があればやはりやるべきだと思いますが、当たり前ですけども、まずは県ありきだと。つくったのは県ですから。そこがきちんとやってもらって、住民の不安を解いてもらう。これは県が真っ先にやるべきことではないでしょうか。そこを見守っているということをずっと繰り返して言っていますので、全然私がぶれて市民が不安に思うことはあるのでしょうか、と私は思っています。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

今の点ですけども、市長はこの前もそういう発言をしていらっしゃいます。ただ、それだけでなく、当市の原子力対策編については、先般の議会で「当然見直していく必要がある

だろう」と思っていると。また、これの説明についても、住民への説明も市長自身が「必要があるというふうに、市長である私のほうも発言をしているわけなので、周知はしなければいけない。」というふうに発言をなさっています。「必要なときにやらせてもらうということになるかもしれませんが」ということで最後にはおっしゃっていますけれども、計画自体も毎年検討して必要があれば見直すということで、きちんとこの前もうたってあると。そういう中で、市長も当然見直していく必要があるだろうと思っているということで、先般発言をされていますが、そうすると例えば、この県の計画ができた段階で、それは県の計画なのでしょうけれども、これだけの大きなことがあったわけですから、当然市の計画も見直しになるだろうと。市長も当然見直していく必要があるとおっしゃっているわけですから、これについて、今の前段の、県の計画はいいのですけれども、ただ、それをやっていくときに市の計画をそれに基づいて見直して市民に説明をするわけですから、これは当然そっちも関連はしてくると思うのです。

ですから、そういう意味で、6月議会から3か月ですけれども、例えばそれらの進捗状況とか状況がもしあるのであればお聞きをしたいですし、それとこの前もちょっとご指摘をさせていただきましたけれども、この計画というのは机上ででき上がって、冊子にして飾っておけばいいというものではありませんから、そういう意味では住民のきちんとした理解と協力がなければ、この計画自体も計画どおり進まない。これはこの前も市長もそういうご認識を持っておられました。そういう部分で、今度は市の計画、それが今どういう状況で今後の説明、市民への説明といたしますか、そういうあたりをどの程度、どういうことで考えておられるのか、ちょっとその辺についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

まずは県の計画が示されてきて、それはやはり完全ではないですよ。よくこの議場で牧野議員からも、例えば雪のときの場合はどうなるのだとか、さまざまあると思います。県が想定していない部分だって我々から見れば、ここから我々が本当に動かなければいけないときも想定がされるのかとか、さまざま言い始めるといっぱいあると思います。当然それは念頭に置きながら考えていかなければなりません、県のほうで示したこの案が、我々の原子力対策編、防災計画の何冊もあるやつ中にありますよね、そういうことを当然おっしゃっています。

そこと齟齬があった。今、あれはそういうことまで想定して書かれていない部分もあるのかどうかということも含めて、防災の担当のほうがいろいろ検証していると思います。その辺を6月議会からこの9月ですので、どのぐらいまで進んだかどうかについてはこれから担当のほうに答えてもらいますが、当然それが乖離した、ちょっとおかしいぞこれは、変わっているぞとか、そういうことがあれば原子力対策編のほうをきちんと合わせていって、整合性を持たなければいけないと思っています。今はそんな状況です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

市の地域防災計画につきましては、確かに見直し時期にきております。これには震災対策編、風水害編、原子力対策編とあるわけですが、今、見直し作業に着手したという段階でございます。できるだけ早い時期に作業を進めたいというふうに考えております。これにつきましては、市には防災会議という委員会がありますので、そちらのほうへ諮った上で見直しが決まるという手はずになっております。以上です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

わかりました。計画の見直しに、もう既に着手をしたと、できるだけ早い時期に見直したいということで答弁をいただきました。ぜひ、お願いしたいというふうに思っています。

市長が言われましたように、県の計画もこれから随時ブラッシュアップは当然していくということになるかと思いますが、先般の議会で私も指摘をさせていただきましたが、計画というのはいくら頑張ってきたものにしても100%ということはないわけですから、それはいつもブラッシュアップがやはり必要になってくる。ですから、それが全部終わって最終形が出なければ、きちんとした対応ができないということであればやらないということと同義語だということでお話をしたら、市長も「最終形がやらないということに等しいではないか」という話もよくわかります。そのとおりだと思います。」ということで答弁をいただいています。

そういう意味では、今、原発が稼働して30数年たって、ようやく計画ができたわけですので、ぜひこれについて早急な見直しと、また、市長も先般おっしゃっていますように、住民への説明についても「必要があるというふうに、市長である私のほうも発言をしているわけなので、周知はしなければいけない。」と明言しているのです、そういう意味では住民への周知なども含めて、ぜひ、ご対応を大変ですが、お願いをしたいというふうに思います。

次に大項目2番の②南魚沼市における防災行政無線体制についてお伺いをしたいというふうに思います。当市における防災行政無線体制は、特に同報系ですが、防災ラジオの設置ですとか、スマートボードの登録による一斉メール等が主体で、ツイッターやFMゆきぐに、テレビ、広報車等もやっているわけですが——という状況になっていますが、今の原子力災害発生時ばかりでなくて、最近増えてきている豪雨、それから地震災害等の発生時の警報の伝達、避難勧告、避難指示等の情報伝達対応にはまだまだ十分な体制であると言えないのだろうと思っています。

特に原子力災害、県の計画はできましたけれども、柏崎で飛ばした風船が42分で長岡に着くというようなこともあります。ここがどのくらいかというのは、今、そういう意味ではあまりはっきりした情報を県も出していませんけれども、冬の偏西風等もあるわけです。そういう意味ではその状況を八色の森公園が一次避難場所になっているわけですが、それをまず

市民に向けてお知らせをする、この体制が本当に大事なのだらうと思っています。

2011年3月11日東日本大震災のときには、警報の誤認識ですとか、避難行動の遅れ、これらによって多くの犠牲者が発生してしまったということもございました。そして改めて市町村による災害時の警報の伝達、避難勧告、避難指示の重要性が再認識された。そして、一斉メール、エリアメール、ツイッター等の多様な情報伝達メディアの活用と、情報伝達のワンオペレーションと言いますか自動化、これらも求められるようになりました。

幸いにもこの後、この防災行政無線システムの発達も著しく、他の自治体では安価なシステムの採用も進んできているところです。導入経費には今、国の進めている緊急防災減災事業債、いわゆる緊防債等の活用、これらによって特に同報系の防災行政無線体制の早急な整備と住基システムと連動したUTM座標系地図システムの整備と、これによって県や県の消防本部、自衛隊との連携もとれるわけですし、例えば災害時の要避難者といいますが、要介護者といいますが、これも住基情報を入れておけば瞬時にわかるわけですので、そういった体制の整備が急務だというふうに考えていますが、市のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

それでは、2つ目のところの質問であります。ここで情報伝達対応には十分と言えないという文言が含まれていますので、ちょっとだけ説明させていただきます。南魚沼市では屋外スピーカーを市内各所に設置しての一斉放送による防災情報の伝達はなくて、FMゆきぐにを利用した防災ラジオ、これは緊急告知ラジオで、行政区長さんですとか、ここではいっぱいありますので言いませんが、全体では2,300台が配布をされている状況です。それらを使っただけの緊急情報伝達と、また例えばツイッター、テレビのデータ放送、広報車、さらにスマートフォンや携帯電話に一斉発信をさせていただき緊急情報メールの運用、これらによって緊急情報の伝達を行っています。そのほかにも——これに本当にぜひ理解をいただき、登録をさせていただきたいわけですが——登録制のメール配信システム、これらがございます。

移動系といわれている防災行政無線の関係としてもいろいろな各署に置いておまして、それぞれ整備をさせていただいています。同報系のシステム、いわゆる屋外スピーカーについては、携帯の防災ラジオも含めてこの部分もよく議論になるところですが、これは主に屋外にいる人に広範囲に情報をなかなか伝えることができない。なかなかみんなに一斉にできない。そして、気象状況によっては聞こえないという状況もあります。これらについては、なかなか当市としてはこれから導入するにはいろいろあるだろう。

例えばこれを屋外スピーカーの市内一円への設置、それから屋内個別受信機、いわゆる防災ラジオとか含めたこういったものを全部整備した場合は、全国的には試算が出ていまして、人口8万人程度だと大体23億円かかるといわれています。そして、概算の運用の費用というのが年間大体3,000万円かかるとも言われています。そのままの数字が当市に当てはまるというわけではありませんが、人口5万人規模だと大体16億円といわれていまして、これらを

含めて——お金のことを当然言っではいけません。安心・安全に勝るものはないわけなので、お金のことを言っただけということではできませんが、ただ現実問題としてそういうことがあるということです。

毎回、どの定例会でもこの話題が出ないことはなかったと私は記憶しています。この中で今、我々ができるのは全戸配布のそういう防災ラジオ等ではなくて、こういう緊急登録制のメールとかの活用、あとは常時ご自分でラジオを持っていたら。雨が降ってくればわかるし、地震があればわかるわけなので。特別な、もしも同報系やそれからラジオ等で瞬時にスイッチが入って知らせなければいけない事象があるとすると、私はミサイルの発射だけだと思います、私の中で思っているのは。きょうも実はあったのです。ありましたけれども、日本の領空内になんかということでは一般のところには伝わっていないと思いますが、市役所には連絡が入っています。

こういったことも含めて、今は何がわかるかわかりませんが、しかし我々の今のできることを、できないことを、一番真っ先にやるべきことをまず皆さんにお伝えして、そこに集中していくのがいいのではないかと私は思っています。

それで、議員から通告のあります、UTM座標系の地図システム等については住基システムと連動させる、また各種の住宅地図等を連動させる。これは県、警察、消防、自衛隊、いわゆる防災においてそれぞれの角度から支援、または一緒に活動いただく皆さんについて、大変連携もでき、可能な体制を整備することができると思います。

1つの地図の中にそれぞれ住民基本台帳のシステムからは、要配慮者などの情報等さまざまなことが織り込めるということで、すばらしいシステムだと考えております。将来的には県の被災者生活再建支援システムとも連携していくことができるのではないかとこのように一応考えることもできまして、いろいろな将来性が見込めるものと思います。

ただ、今の時点でシステムの導入費用は数千万円が必要になるということでもあります。このことから、またさっきの話とかぶりますが、日常の保守、管理費も非常に高額になるということもありまして、今の時点でこれをすぐに導入ということではできないかもしれませんが、活用の事例なども参考にしながら十分に検討を行う必要があるというふうに考えているところであります。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

市長のおっしゃるように、やはり同報系が、大変そういう意味では問題だろうと思っっています。今、スマートボードの登録者数の増加ということにも市長は触れられていたましたが、5万6,000人——これは子供さんも入れてですが、市民の中で今はまだ1万人に届かない、9,100人程度ということで、実は平成29年から平成30年の1年間でも226人しか増えていない。とてもこれですとなかなか、これで市民への伝達というのはとてもではないが限界があるだろうと思っっています。

防災ラジオについても、まだ 2,200 台。それも設置してあるのは学校、医療施設、福祉関係施設、これらが中心で、市民という部分では行政区役員だとかが若干入っていますけれども、そういう意味では市民への配置というのはほとんどない。一時、議会でも、市長も、自分で買っていただくというような話もありました。若干市が補助する中で、有償の配布というような議論もあったかと思うのですけれども、いまだにそれも実施をされていないということです。なかなかそれで同報系をそこで賄うということには、正直言って現実論にはならないだろうというふうに思っています。

そしてまた、特に高齢者、これはデジタルデバイドの関係もありますから、それで全部賄えるのかということもあります。例えば農作業で近くの畑に出ている方、これらをどうするのか。特に豪雨とか地震というのは、何かがあったというのはみんなわかるのですけれども、この原子力関係になると、放射能は見えませんが、どっちに流れてきて、どうなっているのか、その情報すらもわからない。

そういう意味では、そういった同報系の体制、例えば十日町市では今も緊防債で整備が始まっています、そういう意味ではスピーカー等による外部広報もそうですけれども、防災ラジオについても 2 万台で全戸配布が、既にもうやるということで動き出しています。

そういう意味では、この同報系については行政情報の徹底という部分でも、本当に大きな成果が上がっています。8 月 14 日の日に実は私は自宅にいたのですが、市の広報車が回ってきました。ちょっと聞き取れなかったものですから、すぐ外へ出たのですが、もう行ってしまったので、出ていた隣の家の人に聞いてみたら、音はしたけれどもちょっと聞き取れなかったな、ということだったものですから、総務課に電話をしてちょっと確認をさせていただきました。そうしたら恐らく消防のほうで出しているのでしょうと言うから、消防に確認をさせてもらったら、熱中症の関係、それから高温になってきて火災の関係ですとか、そういったことで広報していただいていた。そういうことで頑張ってもらってはいるのですけれども、ふだんのそういった行政情報の徹底も含めて、なかなか十分にできない体制があります。

それともう一つ経費の関係ですけれども、先ほど市長のほうから全国的な平均でという金額のお話もございました。恐らく、それは今、普及していましたが 16Q AM 方式、これは消防の無線もそうですけれども、それによる試算だと思うのです。今、Q P S 系方式というのが新たに出ていて、例えばもう導入するところ、十日町市はもちろん Q P S 系方式ですけれども、これによると、整備費が 2 分の 1 近くで済むというふうなお話も聞いています。

ただ問題は、16Q AM 方式であれば、いつでもその信越総合通信局から電波の割り当てをいただけるのですけれども、その Q P S 系方式は割り当て数が少ないものですから、ある意味早い者勝ちになると。経費も少なくて済む。ただ、16Q AM 方式に比べれば情報は少ないですから、画像だ何だということまでにはなりませんけれども、防災、そういう意味では同報系では十分な能力を有していますし、その電波も 16Q AM 方式よりも広い範囲に届くというようなことで、今みんな動いています。

そういう意味では信越総合通信局の電波の割り当てがもらえるかどうかで経費が倍、半分

になるということもありますし、先ほどお話をさせていただきました緊防債ですね、これを今、国が進めています。この起債は10割事業に充当できて、7割が交付税参入になる。そういう意味では3割の負担でできるということで、今、国が全国にそういう意味では活用を——これは国の消防庁からも公式文書まで各自治体に出ていますけれども、そういう状況になっています。

ただ、これももう恐らく平成32年ですから、もう来年になりますか。一旦は終わりだという内容になっていますが、全国的にもまだまだ整備が進んでいなくて、この延長が今さまざまところで議題に上がっているという話も聞いています。そういう意味では今後の検討もいいのですけれども、経費も含めて早めにQ P S系方式の電波の確保、それから緊防債の活用、これらが可能なかどうか。本当に検討を進めていかないと、後々に送ると、本当に市の負担が大きなものになってきてしまう。

加えて言わせてもらえば、例えば今、消防のほうで導入をしている防災無線の16QAM方式ですけれども、これも今、普及型の関係で4値F S K方式というのが出てきています。津南町では、もうこの4値F S K方式を緊防債で導入するという動きになってきているわけですが、これも本当に中継局も含めて、かなりの安価な導入ができるということになっています。これについては、まだ導入して五、六年だと思しますので、次の更新時の課題ということになると思いますけれども、これらも含めて、ぜひ、経費的にも早急な検討が必要だというふうに思っているのですが、ちょっとお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

いろいろ安価な方法でこの同報系のシステムを導入しようとか、いろいろな検討は加えているのです。でもやはり一長一短あってなかなか。私は確か勝又議員に——前回の6月定例会でしょうか、そのときに私としては明言したのです。全部のラジオの配布等は私の中には考えがありません。いろいろなところが、横を見ればいろいろなことをやっているところは多いと思いますが、私は全然有効と思っていないのです。

例えば同報系をどのくらい設置したら、みんなが等しく聞こえる状態をつくり上げられるかという、途方もないです。だから十日町市、津南町のこと、そういう個別名称は言いませんが、全部本当にやることで全部かけるのでしょうか。私はそういうふうには思いませんが。できっこないと思っていますけれども。全部ですよ。市内全域を本当に等しくきちんと聞こえるように、我々のところよりも山合いがいっぱいあったりするのです。

その部分で補完できる範囲を考えるのであれば、なおさらに例えば先ほど言った携帯を使えないお年寄りもだんだん減っています。そういう中で、そういったことに、では別の角度から、もっと登録を進めていただける、例えばそこに補助していこうとか、そういう考え方のほうがより現実的ではないかと私はすごく本当に思うのだけれども。本当にその市内でこれから同報系を全部整備して、緊防債があることもわかりますが、半額といってもものす

ごい額です。そういうこと等を勘案したときにできるのですかね。私はそれを本当に議論したいぐらいです。この間、明言しているのですけれども。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

市長はよく携帯で、というお話を毎回されるのですけれども、5万人の市民のまだ1万人にも満たない。毎年、例えば去年の実績を見れば200人ぐらいしか増えていない。この状況の中でそれが担うのだということのできるのか。それからお年寄りでも、とおっしゃいますけれども、このデジタルデバイドというのは、そういう意味では人口減少の中でお年寄り世帯も増えていく中で、本当にそこで十分だというふうに思っておられるのか。そこを私は大変今、疑問に思っています。

高齢者世帯も増えて、高齢化が進む中で、ますますちょっとそういう意味では現実離れをしていくのではないかと。例えば十日町市では、全部を本当にできるのですかというお話でしたけれども、これは全部テストをして、今の電波はもっと遠くに届くようになってはいますが、中継局も含めて、例えば親局は1局、中継局も1局、受けて再送信をする子局が4局、あと屋外がそのほか77局ということで、十日町市全域がカバーできるということで、試験済みだということです。ただ、家の中にいたり、いろいろありますから、個別の受信機2万台ということです。これにしても総事業費、十日町市で今お聞きしているところだと14億円ぐらいで、もう少し圧縮できるだろうというお話もしていましたが、そういう状態があります。

緊防債もご存じだというお話ですが、半分でなくて7割ですよ。7割が交付税算入になると。なかなかこういった機会というのもないわけですから、本当にどの程度検討をされたのかあれですけれども、本当にできるわけがないという、先ほどの原子力災害広域避難計画のまとまるわけがありません、と同じような発言だったのですけれども、もう少しそういったことで……（何事か叫ぶ者あり）あ、そうですか。

国がこういった交付税算入7割の起債まで設けて、全国で今推進をしているわけですから、少しその辺については、もう少しきちんとした検討と今後の財政負担も含めた内容、特に市民の安全・安心にかかる問題です。特に最近豪雨も含めていろいろな災害が増えているわけですから、これらについても一度ちょっと、できるわけがないというふうなことでもう決定済みなのか。同報系のスピーカーでカバーできるわけがないというふうに先ほどおっしゃいましたけれども、そういうことで本当……（何事か叫ぶ者あり）

いや、例えば、十日町市もそういったところで全部試験まで含めてそういう結果が出ているわけですから、そういった実際の向こうは試験までやってなっているという部分もありますので、ぜひ、もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 発言に関しては議長を通してお願いしたいと思います。市長、質問があればまた……。

市長。

○市長 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

私が言っているのは同報系だけで、例えば全部の市民に伝達することはできない。そういうことを勘案した場合、天候でも聞こえません。家の中にも、私の家なんかは防災のサイレンなど全然聞こえません。例えばそれを全部補完するにはどのぐらい数がいるかということを含めて、なかなか大変ですよ。そういうことを考えると、もっと違う考え方もできるのではないかということをお願いしている。

同報系のこともいろいろ担当部署で調査したり、当然幾らぐらいかかるかということもはじいている。でも、なかなか踏み切れないということをお願いしているのです。十日町市とか津南町の批判しているわけではないです。私としては、なかなかそれを全域やることも、かの地でも難しいのではないかという言い方をしているのです。あまり言葉がひとり歩きすると、他の地域を何か我々が悪く言っているように、そういうふうにとられがちにならないように気をつけてもらいたいと思います。私も気をつけますが、言い方が悪かったかもしれない。しかし、どうしてもそういうふう聞こえてしまうのではないですか。我々の南魚沼市で言ったって、なかなか全部のところを同報系だけでやるなんて、これはできないと私は思います。ものすごくかければできるかもしれません。そういうことをお願いしているのです。

○議長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

私も先ほどから、同報系だけということは申し上げていません。このシステムによって、従来ある、先ほども申し上げましたが、ワンオペレーションで自動化で、それだけでなく、一斉メールですとか、そういった部分も同報系も含めて一斉に発信ができるようになる。そういうお話もさせていただきました。ですから、市長がおっしゃるように、例えばスマートボードの 9,000 件ではこれはもうどうしようもないわけですから、それは例えば室内にいればこれは当然防災ラジオということになると思います。防災ラジオやスピーカー、そして今、市がやっているスマートボードですとか、そういう一斉メール、それらも加味した中で、それも情報発信はワンオペレーションでやれるような体制でないと、とてもカバーを仕切れないだろうということをお願いしています。

ですから、とても市長がおっしゃるようなことでは、なかなかそれもカバーはできないだろう。だから、同報系とそれは両方でカバーし合いながら、なるべく大勢の市民にこの防災情報を、間違いなく早めに伝えるということが重要になってきていると思います。

先ほど試算もしているというお話でしたけれども、先ほど市長からは、金額は全国平均というお話を伺いました。全国平均というのは伺いましたが、試算ということになれば、例えば当市の試算があるのか。例えば 16Q AM方式とか、Q P S 系方式だとどう違うとかというのがもしあったり、緊防債をやると市の負担が幾らぐらいになるというのがもしあるようで

したら、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 担当部に答えさせます。

○議長 総務部長。

○総務部長 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について
概算でどの程度かかるという試算はしておりますけれども、具体的なそれぞれの伝達方法ごとに試算とか、詳細な見積もりまでにはまだ至っておりません。以上です。

○議長 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

わかりました。本当に今の緊防債の制度、それと電波方式といいますか、Q P S系方式が今度新たに出てきているわけですから、これも本当に信越総合通信局の割り当てが少ないのです。もう早い者勝ちというような状況で、なかなか今、申請してもすぐには割り当てにならないという話も聞いています。そういう意味では本当に経費的に、ある意味今が最後のチャンスなのだろうというふうに思っていますけれども、ぜひまた、そういう試算をしていないのであれば、どういうのが市にとって一番有利なのか。また、新たに導入するときに、市長の一斉メールとかというお話もありましたけれども、それらも含めて複合的な方法、それと発信する手段によって情報が交錯してはいけませんので、それこそワンオペレーションできちんと発信をできるような体制も含めて、ぜひ、前向きにもう一度再検討のほうをお願いしたいと思います。お話をお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

先ほどからスマートボードの登録だけのことを言われますが、冒頭、この上でも答弁したとおり、複合的にやっているのです。同報系だってやっているのです。複合的にやっているのです、当市は。ちょっと違うようにとらないでください。

そして、一斉の情報伝達をやっていますから。そういうことが市民に違うふうに伝わってもらっても困るのです。これはずっと繰り返して説明しています。きちんとそこを踏まえて発言をいただきたい。

○議長 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

その点をちょっと最後お聞きしたいと思います。同報系ということですが、テレビですか、FMゆきぐになると、なかなか瞬時というわけにはいかないと思うのですがけれども、例えば先ほど 2,268 台の防災ラジオ、これも一般家庭にはほとんどないわけですがけれども、このほかの市長のおっしゃる複合的にやっている同報系というのはどういうものがございま

すでしょうか。もし、わかったら教えていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 担当のほうに答えさせます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

では、もう一回、先ほど市長も答弁いたしました、どういうところが複合的かということとございましたので申し上げます。先ほどから出ております登録制の防災メールでありますとか、ツイッター、もちろん、FMゆきぐにさんのほうも同報系になると思います。あとエリアメールですね。スマートフォン、携帯電話に発信する緊急情報メール等も伝達手段の1つであります。もちろんテレビのデータ放送とかも、電気がきていれば通信手段となります。

というようなところが複合的に手段としてあるというところでありまして、あとはこれをどの辺を拡大していくのかということを検討しているという意味で、市は複合的な手段を考えているというふうに答弁したものであります。以上です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 南魚沼市の防災対策と県原子力災害広域避難計画に対する評価について

わかりました。恐らく、そのほかにもJアラートなんかもあるわけですが、ただ、同報系があるといっても、市の主導で瞬時にといいますか、すぐ対応できるというのは、その中で限られているのです。ではどのくらいの市民が、今、対象になっているかという、繰り返しになるのもう数字は言いませんが、先ほど申し上げたような実態にあるわけです。そういう意味では両方合わせても、今はまだまだ災害の実態や避難勧告等も含めて、市民に有効にお知らせをするという部分では、大変不安な状況にあるわけです。そういう意味ではぜひ、こういった国の制度や、新しい通信システム、これらも検討しながら、本当にまず第一は市民の命と財産を守る、安全・安心を守る、これが行政の1番の重要な仕事であるわけですので、ぜひその点、もう一度前向きに検討をしていただいて、なるべく好機を逃さないように対応をしていただきたい。このことを最後強く申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。

○議 長 以上で梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位10番、議席番号6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 傍聴者の皆様、お忙しい中、議場まで足を運んでいただきまして、本当にありがとうございます。議長より発言を許されましたので、従来型一問一答方式にて、大項目2点について質問いたします。

1 放課後学童保育の待機者解消について

まず、大項目1点目、放課後学童保育の待機者解消についてであります。この学童保育待機者解消については、平成29年12月にも取り上げております。市長はそのとき、大変大き

な問題であると深く認識をしているが、学童保育利用の希望者は増えていくと思うし、国の制度改正に今は追いついていない状況だが、市長として当然の務めですので整備を進めるので、その姿勢を見てほしい、という趣旨の答弁をされました。そして、その答弁どおり、市は平成 30 年度の施設整備として、蕨神小学校体育館 2 階ホール、旧大巻中学校クラブハウス 1 階、旧五十沢中学校 2 階の 3 か所、合計 2,400 万円で改修工事をし、今年度は野の百合第二学童クラブ建設に 2,000 万円を補助し、受け入れ定員増加を図ってきました。これにより平成 29 年度から来年度までで 112 人の定員増加となる見込みのようです。

ほかにも支援員の処遇改善や担当課を子育て支援課から学校教育課に移管し、体制強化も実施しました。しかし、入所希望者が増加していることや、支援員不足もあって、平成 29 年度の 91 人からは減少しましたが、今年度も 4 月 1 日現在で、9 か所、37 人が待機となっています。自営業や農業で家族全員が忙しく働いている家庭では、申し込みを取り下げたり、諦めている人もいますので、実際の希望者はもう少し多いものと思われます。市が積極的に取り組んでいることは十分承知しておりますが、残念ながら、いまだ待機者解消に至っておらず、市民からの切実な声が届いていることから、再度、現状と今後について質問いたします。

来年度の第 2 期南魚沼市子ども・子育て支援事業計画は、昨年 12 月のニーズ調査を参考に作成するとあります。そのニーズ調査概要版報告書を見ると、子育て環境や支援への満足度は、前回調査からあまり上がっていないようです。母親のフルタイム就労は未就学児保護者で、平成 26 年度の 48%から 55.3%に、小学生保護者で 52.8%から 57.2%に増えています。

自由記述でも、学童保育の受け入れ充実が 77 人と 1 番多く、未就学児保護者の中でも学童保育充実が 63 人と 7 番目の多さになっていて、学童保育に対する期待の高さを示しています。学童クラブの入所基準を見ますと、定員を超える場合の選考基準として、低学年の児童、年間を通じて利用する児童、要支援児童や家庭状況で優先順位が選考されているようです。

これにより夏休みなどの長期休校期間のみの希望では、低学年の待機者もいます。保護者はその間ずっと仕事を休み、所得減少になり、職場では人手不足の中の長期欠勤は痛手となっており、早急な改善を求める声が上がっています。

働きながらの子育て支援を充実させることは、保護者の安心につながるだけでなく、市内企業の景気にも影響します。さらに少子化対策と移住定住施策にもつなげるべきと考え、次の 4 点について質問いたします。

まず、小項目 1 点目、平成 30 年度から子育て支援課から学校教育課に移管してからの具体的改善点を伺います。

2 点目、先日、柏崎市の学童保育での支援員の不適切発言が新聞報道されました。きょうも載っていました。支援員の資質という個別な問題だけでなく、その背景にはさまざまな要因も考えられるのかもしれませんが、要因はともかくとして、弱い立場の子供たちが嫌な思いをしないよう、みんなで配慮しなければならないと感じております。当市の学童クラブでも支援員不足でギリギリの状態なので、希望どおりに受け入れたいのですけれどもできない状

況だと苦しい思いも聞いております。学童クラブの皆様も本当に一生懸命頑張ってくださいているのですが、スペース確保だけでは解決しない重要な問題になっております。

厚生労働省の「放課後児童クラブ運営指針」には、児童1人当たり1.65平方メートルを確保し、1クラスはおおむね40人以下とし、2人の放課後児童支援員を置く。支援員は保育士や社会福祉士などの資格を持った人が、都道府県が行う研修を修了する必要があるが、一定の要件を満たせば資格がなくても研修を受けられる、とあります。放課後支援員の確保と人材育成はどう進めるのかを伺います。

3点目、国は新たな「放課後子ども総合プラン」で、2019年度から2023年度の5年間で定員を30万人分拡大し、合計152万人分を確保する。市町村の教育委員会などが実施する放課後子ども教室との連携を強化し、多様なプログラムの実施が望ましい。今後開設する放課後クラブの約80%で、学校の教室を活用すると発表しています。市では今後の定員増加と待機者解消はいつごろになると見込んでいるかを伺います。

4点目、市長は2年前の答弁の中で、小学校後援会や地域づくり協議会などの協力体制が可能であるか、これから検討したいと発言されました。今年度から小学校全教室にエアコンが設置されました。昨年までの夏休みとは違い、環境が整ったと言えますが、長期休み期間の子供の安全な居場所づくりは検討しているかを伺います。演壇からは以上となります。

○議 長 田中せつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、田中議員のご質問に答えてまいります。

1 放課後学童保育の待機者解消について

1点目、学校教育課に学童保育の移管をしてからの具体的な改善点ということであります。初めにお断りをしておきたいと思っているのですけれども、事務の移管による大幅な改善というのはなかなかないのだろうと思います。しかし、狙いでありました学校との連携というのは非常に密になったと思っています。

昨年度は春先の校長会で、南雲教育長みずからが、各校長は学童保育の現場を見て、指導員から話を聞いてほしい、ということで、これは常にそういう姿勢ですけれども、改めて依頼をしているところです。こうした取り組みが徐々に浸透してきていると確信をしております。情報交換や相談体制の充実につながることを期待しているものであります。また、夏休みは一時的に入所希望児童が非常に増えますが、春先の学校介助員説明会で指導員不足の現状を説明しておりまして、介助員の仕事がなくなる夏休み期間の一時的就労の依頼などを行ったりしております。こういう連携が進んでいるというふうにお考えいただきたいと思えます。

2つ目、支援員の確保、人材育成です。指導員確保の問題は非常に厳しい問題が続いています。13クラブを委託しておりますNPO法人スマイルネットでは、ハローワーク等で募集をかけていまして、なかなか応募者が少なく、また、雇用しても途中退職する方もいるなど、慢性的に人材不足の状態が続いています。雇用した職員には研修への参加予算を確保し、

本人のレベルアップと保育の質の向上を図っておりますが、人員不足で研修にも出せないというクラブが発生しているという状況でございます。

保育園などを運営している社会福祉法人に委託しているクラブでは、そこまで深刻な状況にはなっておりませんので、支援員の確保が進まないのは雇用の時間、これはおおむね午後1時から夕方6時までの5時間ありますので、なかなかこういうところについて本当に働けるかという、自分の身に振り返ってみればわかると思います。短いことが原因ではないかと推測はされます。ただ、それだけではいけませんので、この打開策として、午前中の3時間を例えば小学校で事務の補助をしていただき、そして午後は学童保育の指導員として働いていただけないかなど、そういったことの検討を始めております。教職員の多忙化解消ともあわせて、指導員の確保につながればというふうな考えでございます。

3番目、定員の増加と待機者の解消の問題です。定員は施設の面積によって決定しているということです。今年度予算で野の百合福祉会が第二学童保育の施設を建設し、来年度から定員40名で利用を開始する運びとなっております。利用希望が多い六日町小学校区の待機児童がこれによって緩和されることを願っておりますし、大変期待をしているところであります。

しかしながら、施設ができて指導員がいなければ何の解決にもならないという関係があります。支援を必要とする児童の入所も増えております。それぞれ入った方の支援をまたそこでしていくという、こういうことが本当にいっぱいあるのです。こうしたお子さんを預かる場合は、通常の基準に加えて職員を配置する必要がありますので、先ほど申し上げたとおり、まずは指導員の確保が何よりも重要と考えているところであります。

4番目になります。夏休み期間中の安全な居場所づくり。学童保育以外に今すぐできるような居場所づくりは困難であると現時点では考えています。これはまた持論を繰り返して申しわけありませんが、我々の考え方を変えない限り、これは困難だと思います。我々のころはこういうものはありませんでしたが、夏休みは有効にそれぞれ楽しくやっていたわけです。ただ、今の社会的ないろいろな状況が背景にあって、今の問題が起きていることを十分わかってはいますが、このことだけで夏休みの安全な居場所と断言していいのかどうかというのは、私はちょっと疑問がある1人です。いずれにしても今の学童保育を充実させる以外、いわゆる多くの課題となっております居場所の問題としては解決できないのではないかと思います。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 放課後学童保育の待機者解消について

簡潔明瞭でわかりやすい答弁をいただきました。まず1点目の移管してからの具体的改善点ですが、現場のほうでも本当に学校のほうの協力が得られるようになったと、その辺はもう本当にやりやすくなったという声を聞いておりますので、教育長のほうからお願いしていただいたというようなことが、大変功を奏しているのかなというふうに思います。その点は本当にやりやすくなったということでした。

ただ1点だけ伺いたいのですけれども、学校教育課が大和庁舎にあったわけで、NPO法

人もそこにありまして、そういう点、同じ場所にあるのでとても情報共有が早かったということが以前はあったのですけれども、今、学校教育課が市民会館のほうに移転されましたので、その点で情報共有や連絡という点で、何か支障になるようなことがあるのか、ないのか。全く影響ない、大丈夫だということなのか、その点だけ1点伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 放課後学童保育の待機者解消について

これは教育部のほうから答えてもらいます。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 1 放課後学童保育の待機者解消について

基本的に距離が遠くなったので、不便、あるいは連絡が密にならなくなったということはいけません。影響はないと考えております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 放課後学童保育の待機者解消について

それを聞きまして安心しました。距離が遠くなっても、それをカバーするだけの連絡をきちんと密にしている、とてもいい関係ができていますからだろうというふうに思いますので、その点は了解いたしました。

次に小項目の2点目のほうですけれども、ハローワークのほうに出しているのだけれども、応募が少ない。そしてまたやめる方も多いということも聞いております。具体的な勤務時間を長くする、その方法についても、今、伺いましたが、午前中は学校のほうの仕事をし、午後になったら学童のほうの支援員となる。そして、夏休みについては学校のほうの仕事は少なくなりますので、長期の休みについてはもう少し学童のほうもできるようになる。それによって教員の多忙化、そして支援員の多忙化も解消されるのではないかとということで、試験的にそれをやりたいということです。これもやはり担当課が変わったということだと思います。その点についてもこれからということですので、期待をしたいというふうに思っております。

ただ、もう一点だけですけれども、支援員というのはどういう資格があったらなれるのだろうかね、私でもできるかな、というふうに聞いてくる方もいらっしゃいます。ですので、ハローワークのほうに出しているということはそうなのだろうと思います。募集は十分かけているということだとは思いますが、なかなか市民のほうには現状も伝わっていないのではないかとこのようにも思います。こういった場で一般質問として取り上げることによって、学童の支援員が不足しているということも、私は市民の皆さんにも現状を知っていただくのにはいいかなというふうに思っているわけです。

ですので、募集については、よくお店とかだとアルバイト募集中みたいなものをその場所に張ってあって、そのお店で実際にどんな感じですかと、気持ちがあれば聞いたりすることもできるわけです。もう少し市民に対しての広報が——仕事をばりばりやりたいからハローワークに通っている人は見るかもしれませんが、そうではない市民の方々も半日だけ

であればできるかもしれないというような、その気になっていただくような広報の仕方というものが検討されているのかどうかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 放課後学童保育の待機者解消について

これにつきましても教育部のほうから答えてもらいます。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 1 放課後学童保育の待機者解消について

支援員につきましても、主任、いわゆる所長クラスですね、ここにつきましても資格が必要となります。ただ、NPO法人のほうで探している5時間程度の短時間の職員につきましても、基本的に何の資格も必要とはしておりません。ですので、ぜひ、興味のある方は応募していただける、あるいは問い合わせをしていただくと非常に助かります。

これまで市報等を通じてこういった状況を市民にお知らせをしたりとか、あるいは指導員を募集しているのだというような広報まではしてきませんでした。NPO法人に委託をしているということもございます。これにつきましてもNPO法人と相談しながら、必要があれば実施してまいりたいと思います。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 放課後学童保育の待機者解消について

わかりました。やはりこれだけお金をかけて場所を整備していても、それだけでは解決しない。やはり最後は人の問題になってくるわけで、世の中はもう全ての業種が人手不足になっています。そんな中で定年退職になる方もどんどん出ていますので、市の職員もあると思うのですけれども、半日ぐらいならとか、1週間に何日かであればとかということも逆にそれならできるという方もいらっしゃると思います。ぜひ工夫をしていただいて、NPO法人のほうとも相談をしながら進めていただけると、もう少し前に出るのかなというふうに思いますので、そこに期待をしたいと思います。

3番目の質問につきましても、なかなかいつになったらそれが解決するというようなことは明言できない。支援員の確保が急務だということでご答弁をいただきました。そうだろうと思います。そして、子供の人数というのも、その年によってかなり変動があります。入学式とかに行っている、その年の入学児童も地域によってもいろいろ差がありますので、その全員が希望するわけでもありませんから、予測を立てて、いつになったら解決をするということは明言できないということはそのとおりだと思いますので、わかりました。

4つ目につきましても、居場所づくりということで検討されているのかなというふうにもちょっと思っていたものですから、ただ、実際にはやはりほかのところでのいろいろな問題とかもありますので、ただ子供たちが安全に過ごせればいいというふうになるのかどうか。地域のほうでは、やはり昔に比べますと本当に子供の人数が減っていますので、学童に行かないと友達がない。高学年になっても学童へ行ったほうが楽しいから行きたいという子供さえいる状態です。

やはり昔とはなかなか同じようには考えられない部分がありますので、安全な居場所づくりということも検討していただけるといいのかなというふうには思うのですが、ただ、それは保護者がそれを望むかどうか。ただ安全な居場所であればそれでいいのか。いや、そうではなくて、やはりきちんと支援員がいて、学童という形でなければ安心して預けられないのだということになれば、やはり安全な居場所を整備すれば解決するかというと、そうでもありません。

この点についてもやはり保護者の意見、また、学童クラブの担当者の方々とよく検討していただくしかないのかというふうに思います。今後の保護者要望というようなことをよく聞いていただくということに期待をしたいと思います。大項目1点目については以上であります。

2 人権尊重のまちづくりの推進について

次に大項目2点目、人権尊重のまちづくりの推進についてであります。この質問も平成30年12月議会で取り上げましたが、人権問題は多岐にわたりますので、再度質問いたします。

第2次南魚沼市総合計画には、人権尊重のまちづくりの推進施策があります。事業概要には、「お互いの人権を尊重し、思いやりのある社会の実現に向け、「人権教育・啓発推進計画」に基づく人権思想の普及啓発活動をさまざまな場面で推進し、市民の参加を促進します。」とあります。

平成26年6月に策定されました「人権教育・啓発推進計画」の市民意識調査の結果概要を見ますと、障がい者、子供、女性、高齢者の人権問題への市民の関心が高くなっております。しかし、これは平成25年に実施された6年前の調査ですので、このときは関心が低かった性同一性障がい者や外国籍の人々の人権に対しても、今は関心が高まっているのではないかと思います。

南魚沼市の7月末の人口は5万6,248人で、前年同月比マイナス810人になっています。市は、「南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、移住定住推進に力を入れていますが、人口減少の歯止めは見えていません。市外に向けた施策と同時に、市内の受け入れ体制を整えることも重要であり、誰もが違いを認め合う共生社会の推進が、定住施策にも必要と考えます。誰もが住みよい人権尊重のまちづくりを推進し、転出超過による人口減少抑制にも期待して次の4点について伺います。

その中のまず小項目1点目。平成30年12月の答弁の中でも、「市民一人一人が自分自身の問題として重く受けとめ、人権侵害を受けた人の側に寄るということが重要だと思っています。現状としては、まだまだ市民の意識が低く、今後の課題としては関係機関が連携し、市民向けの講座や情報交換の場を継続的に続けていきたいと考えております。」と教育長の発言でありました。男女共同参画を含む人権尊重に関連する普及啓発活動の実績と今後の計画を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

それでは田中議員の2番目の人権尊重のまちづくりの推進であります。1番目の男女共同参画を含む人権尊重に関する普及啓発活動の実績と今後の計画であります。人権尊重に関する普及啓発活動については、現在、「南魚沼市人権教育・啓発推進計画」を見直すために、庁内で取り組んだ事業の洗い出し作業に着手しています。今後、具体的な実績を取りまとめまして、市民アンケートを通じて効果の検証を行っていく予定です。これは今、進めておりますので、よろしくをお願いします。

平成30年度には、新潟県からの委託事業であります、地域人権啓発活動活性化事業を実施しまして、市民や教職員、保護者などを対象とした人権講演会や、小中学校において子供たちの年齢に合わせた講演会を開催いたしました。また、来年度は、これは新たにまだ発表されていないと思うのですが、第2回新潟県人権保育研究集会というのがあります。第1回目は新発田市で、これから行われるのです。私どもは第2回のほうに、ぜひ、うちにおいでくださいということで、来年度、南魚沼市で開催することに決定しています。

これまで新潟県では取り組みの薄かった保育現場での、そういう時期からの人権問題のあり方、特にそれに携わる、例えば保育士さんですとか、そういった方々が主になるかと思えますけれども、こういった方々の認識が深まることを非常に期待しているところであります。新しい取り組みであります。

男女共同参画に関する普及啓発活動については、「南魚沼市第3次男女共同参画基本計画」に基づいて取り組んでいるところです。この計画を着実に実施するために、推進プランを策定して、毎年庁内において各取り組みの進捗状況を把握しております。これらは既に市のウェブサイトで公表しておりますので、詳細については申し上げますが、さまざまな教育の現場、家庭、それから地域、職場などあらゆる場面で啓発活動を行っておりますので、よろしくをお願いします。

男女共同参画のセミナー等の開催も行っております。今年度はワーク・ライフ・バランスをテーマとしたセミナーを11月14日に開催する予定であります。引き続き、女性の活躍と男女共同参画社会に向けた意識づくりについて努めていきたいと考えております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 人権尊重のまちづくりの推進について

今、実施されているものと計画について伺ったのですが、やはり1年間の取り組みとして、正直、少ないなというふうに思います。新潟県女性財団のほうと協力して11月14日にやるというのは、聞いてはおります。ただ、数が少ないと、1回都合が悪くて行けなかった場合には、なかなか市民の皆さんが参加する場が少ないのです。それが事前に一覧になっていて、何月ごろにはどういうことをやるというようなことがわかっているならば、ちょっと担当課の方々にはお話ししてあるのですが、そういったものがまとまっていますと、区長会というようなどころでもお渡ししたり、ご案内がスムーズにできるのではないかと、いうふうに思っているのですが、その辺の準備についてはどのようになっているのかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

ご不満な点もあるのかもしれませんが、人権問題、男女のことだけではなくて大変多岐にあります。今はDVの問題とか子供の虐待の問題からはじめ、これまでなかったような、想定できなかったようなことがどんどん出てきています。人権問題はことさらに大変な問題です。そして、この計画は簡単にでき上がりません。それぞれ男女共同参画のことで頑張っておられる方はすごく言い分もあるし、そして部落差別の問題については、ものすごくいろいろな意見をお持ちの方もいらっしゃいます。そういうことを含めて計画をつくりますと、大変ですけども、1年間のプログラムということになるとちょっと私にわからない点もあります。ただ、いろいろやっているのではないかと私は思っていますが、そのことについては担当部のほうに答えさせます。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

いろいろな行事、セミナーを例えばカレンダー的に周知する方法につきましては、市のウェブサイト、イベントカレンダーというのがトップページにございますので、その中でお知らせするようにしたいと思っております。なので、それぞれの担当課において、それぞれの人権問題、DV、虐待、男女共同参画に取り組んでおるわけですので、それぞれの担当課からそちらのほうに周知をするというような形で進めていきたいと思っております。

なお、セミナーだけがこの啓発活動ではございません。人権擁護委員の方々もそれぞれに頑張っているわけですので、そういったことを総体的に見える化をしていきたいと思っております。以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 人権尊重のまちづくりの推進について

ウェブサイトそれぞれの担当課が出しているということで、それはわかるのですけれども、なかなかそれが一般市民の方々にはわかりにくいというふうに思います。今ほど見える化をするということでしたので、もう少し市民の方々にも周知ができるような形を工夫していただけるといいなというふうに思います。それはこれからやるということですのでそこに期待をしたいと思っております。

ただ、もう一点ですけども、先日も認知症関連の講演会がありましたが、この人権について、有名な方呼んで講演会をするという方法もあるのですけれども。ただ、それだけではなくてやはり今ほど市長もおっしゃいました、人権に関しては、本当に広範囲でありますので、いろいろな問題があります。ですので、やはり市民の意識啓発ということになりますと、一方的に話を聞くというだけではなくて、市民同士がグループワークのような形でいろいろな意見を出し合えるような、話し合える、情報交換ができるようなものも大変有効ではないかというふうに思います。そういった点では計画を考えていらっしゃるのかどうかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

私はそこまでちょっと具体的にはわかりませんので、いろいろ取り組んでいることはわかりますが、そのことについてはちょっと担当のほうに答えてもらいますので、よろしく願いします。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

今、議員がおっしゃったようなことが、まさにセミナー、実践的なセミナーになるのかなというふうに思っています。ワークショップなどを通して集まっていた方から議論をしていただく。それぞれの長所を出し合って、それらを参考にさせていただくというような活動に結びつけてまいれたらと思っております。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 人権尊重のまちづくりの推進について

わかりました。この1番目の質問をした平成30年12月の答弁の中で、一番印象に残っているのが、「人権侵害を受けた人の側に寄ることが重要だと思っております。」、ここが一番重要だというふうに私も思っております。ですので、共感をするというような形で話を聞いていただく。そして、それを専門家につなげていくということが重要だと思いますので、ぜひ、その市民の意識がまだ低いということでしたけれども、多くの市民の方々に関心を持っていただいて、人権尊重のまちづくりということでやっていただきたいというふうに思っております。

次に小項目2点目であります。この「南魚沼市人権教育・啓発推進計画」の「市民への教育・啓発」には、「性別、年齢、国籍や思想・文化の違い、障がいの有無などにかかわらず、「ここに来てよかった」「また来たい」「暮らしてみたい」と思われる市となるため、市民一人一人の「おもてなし」精神の醸成と人権感覚の育成を図ります。」とあります。また、第2次南魚沼市総合計画6-6の事業概要には、「人権擁護委員による人権相談業務のさらなる充実を図り、関係機関との連携を密にしながら、人権啓発ネットワークの整備拡充を図ります。」とあります。そして、その下には、6-7「総合的な人口減少対策の推進」の中に、「移住者へのサポート体制構築」として、「移住を総合的に支援する体制を構築し、ICTを活用したコンテンツの発信、交流事業やセミナーの開催などにより、移住希望者への積極的なアプローチを図ります。」となっています。

私は移住者に定住してもらうには、移住後も継続して困り事や不安や不満がないか、地域住民との交流はスムーズかというような相談に乗る体制が重要なのだと思っております。共感と共生のまちづくりと人口減少対策の推進は切り離せないものだというふうに思います。人権が尊重される、誰もが住みよいまちでなければ、人は集まらないと思っております。この人権啓発ネットワークの整備拡充により、移住者へのサポート体制も構築されたのかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

2つ目のご質問にお答え申し上げます。この人権ネットワークの整備拡充によって、移住者のサポート体制はどうなっているかということでもあります。南魚沼市独自の「人権啓発ネットワーク」を称する組織の整備は、そこまでは進んでいないのですけれども、実務の中の例を申し上げますと、例えばDVなどの虐待対応などにつきましては、庁内の連携のほか、警察・福祉施設、それから医療関係者の皆さんなど、この関係機関の連携によって、被害者の保護を行っております。保育教育現場におきましては、幼保小中連携による児童生徒とその保護者の情報共有を行い、経過観察とか支援指導に当たっています。

また、あらゆる角度からの情報が少しでも早く行政に届くようにということで、民生委員、民生児童委員の皆さんをはじめ、市民から地域での見守りと情報の提供をお願いし、問題が大きくなる前の段階で対応できるように心がけているというところでございます。

移住者のサポート体制についてであります。移住する前の地域も国外、国内、県内とそれぞれ異なっているということでもあります。まずは相談できる体制、そして移住の理由も職業、学業など多種多様な状況となっております。また、個人の意識や社会習慣においても、差別につながるような固定観念が残っている状況であります。人権に関する正しい理解と行動が身につくような啓蒙活動に努めるとともに、現行の分野別による相談体制と庁内連携、関係機関の連携を維持し、移住者も含め、誰もが暮らしやすい地域づくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 人権尊重のまちづくりの推進について

民生児童委員とか人権擁護委員もいらっしゃいますし、いろいろな方々がこの人権についても連携し合って強化しているということはわかります。ただ、私がこれを取り上げたのは、何人移住しました、昨年166人です、というようなことはとても出しやすいのですけれども、その方々が定住したのかということになりますと、そこはなかなか追跡ができない部分でしょうし、せっかく来ていただいた方々に気持ちよくここに住んでいただくということが必要なのだというふうに思うのです。

人口減少についてですけれども、平成30年度は出生数が392人に対して、死亡者数が406人多い798人、死亡者数は出生数の約2倍ですので、これでは本当に毎年人口は減っていくわけです。社会増減のほうを見ますと、転入者が1,665人に対して、転出者は1,794人と129人の転出超過です。平成29年度は325人の転出超過でしたので、移住定住施策の効果が出ているのかなというふうにも考えられます。転入数は前年度より153人増えて、転出者は43人減っているということですので、この転出者を減らすことが重要なのだろうというふうに思います。

移住者の方々、若い世代の方々との連携、交流ということをととてもやっていただいているということは十分わかりますし、好評であることも承知をしております。でも、移住者だけ

でなく、もっと広範囲で多くの地域住民との交流の機会がもう少し必要なのではないかと。狭い範囲ですとどうしても一方的なことになってしまいますので、もう少し広い範囲で、地域住民と移住者との交流が持てないかというふうに思うのですけれども、この点につきましては検討されているのかどうか伺います。

○議長 市長。

○市長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

私はちょっとわかりませんので、担当のほうに答えさせます。

○議長 長 企画政策課長。

○企画政策課長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

地域に移住されてきた方々が地域に溶け込むというのは、多方面の支援が必要なのかなというふうに思っています。そんな中で3点ほどあるかと思っております。まず、私たちは移住者になってほしいということで、首都圏でセミナーを開いたり、いろいろなことをしています。田舎ライフ塾が主な例かと思えますし、またお試し居住に来ていただいています。これは私たちの地域はこういう地域なんだよというのを知ってもらい、そして実際の目で見てもらう、まずここがアプローチなのかなと思っております。そして、その中で移住してきた方、ここには推進プランにも載っていますけれども、地域活動の支援ということで、地域コミュニティの活動を支援していくというような中で、地域の中でリーダーを育てながら、その地域に溶け込むような努力を、お互いにしていかなければいけないと思っております。

人権問題というのはお互いを認め合うことだと思いますので、これは推進プランの中にあるどちらかという外国人の多文化共生の推進のほうに考え方としては当てはまるのかと思っておりますけれども、そういったことを移住者へのアプローチも含めてやっていっているというような状況です。

また、集まる機会というお話がございましたけれども、『「life in」PARTY』など地元では企画をさせていただいておりますし、またボランティア活動の推進の支援ということで、互いを認め合いながら、1つの目的に向かって協力するというようなところを支援するという方向で行政として取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 人権尊重のまちづくりの推進について

わかりました。地域リーダーを育てながら、地域と移住者の方々は交流を図っているということで、また、いろいろなイベントの中にもかかわっていただくと、自然と交流ができるのかなというふうに思いますので、これにつきましては今後にも期待をしたいというふうに思います。

小項目の3点目です。電通の全国6万人を対象にした調査では、性的少数者に該当する人は8.9%にのぼり、11人に1人の割合に上昇したと発表しています。県内大学、短大ではトランスジェンダーの学生に配慮し、学生証に性別記載なしが87%、通称名の使用を認めるが44%になっているとの新聞報道がありました。多目的トイレの整備も進んでいるようです。

全国的には高校で制服の見直しを始めているところもあります。男らしさ、女らしさを求める無意識な圧力は校則で規制されている学校現場には意外と残っているのではないかと思います。体操着は男女が同じになってきましたが、制服は男女でデザインが全く違い、選ぶこともできません。身近な存在として、認識が進んできた性的少数者、LGBTの子供たちの人権に配慮し、中学校の制服を変更することは検討されるのかどうかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

この件につきましては学校現場のことが主でありますので、教育部のほうから答えてもらいます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

それでは、3点目についてお答えします。市内の4中学校には、男子生徒はズボンで、女子生徒はスカートでなければならない、という校則は当然ありません。生徒の申し出により、女子生徒がズボンを希望する場合は、全中学校で認めております。現に複数の生徒が申し出て許可をしている中学校もあります。現在のところ、性的少数者、LGBTの子供たちの人権に配慮しての制服の変更、並びに廃止までの検討は行ってはおりません。ただし、ことしの7月の参議院選挙においては、性的マイノリティーに対する差別解消を掲げた3人の方が立候補しております。そのうち1名の方が当選しております。

7月24日には六日町高校の公開研究授業が開催され、「性的マイノリティーに対する差別解消を考える」という講演会に、教育長の私を含め4名の教育委員会の職員が参加してきました。性的少数者への理解促進は性の多様性を受容し、お互いを理解し、尊重し合う中で進んでいくものと思っております。その進み具合に合わせて、当然制服についても検討していかなければならないものというふうに理解しております。以上であります。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 人権尊重のまちづくりの推進について

選べると。女の子でもズボンをはける。ただ、それを選ぶのにまた勇気が必要なのだろうというふうにも感じます。ですので、今後またその点も考慮して、今後の課題ということでされるということですので、その点はわかりました。

ただ、1点のみですけれども、性的少数者の問題につきましては、また新たに、本人の了解なく性的指向や性自認を第三者に漏らすアウトティング行為というものがトラブルの原因になっているということが、全国的には発生しているようです。これについて職員研修のほうは進んでいるのか、情報共有というようなことはされているのか、トラブルが起きていないかという点についてだけ再度伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

この点につきましても教育の現場のほうからの声で、教育部のほうに答弁をさせますので

よろしく申し上げます。

○議 長 教育長。

○教育長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

南魚沼市は共生社会の実現に向けてということで、特別支援教育も1つの柱になっております。当然、生まれながらに特性を持っているいろいろな人が生まれてくる中に、たまたまハンディキャップを持って生まれた人と、性的マイノリティーという特性を持って生まれてくる人がおります。南魚沼市はこの特性を個性として捉えると考えていますので、当然その名簿だとかはつくっておりません。名簿をつくっていないということは、それを漏らすな、だとかという職員研修を行う必要がないと考えております。以上であります。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 人権尊重のまちづくりの推進について

はい、わかりました。個性を尊重するというので、名簿もつくっていないので、その名簿がどこかに漏れるということはないと。それについて研修する必要もないということだと思います。ただ、口頭でそういったうわさ話のようなものがあると、トラブルの原因になったり、いじめや不登校の原因になるということも十分考えられますので、またそういった点にも十分配慮をしていただければというふうに期待をしております。

次に、最後の4点目です。全国的に外国人移住者が増えて、当市においても国際大学だけでなく、外国人が多くなっています。今後は家族を伴う外国人実習生も多くなると見込まれます。平成25年度の意識調査では、保育施設や学校などの外国人受け入れ体制が十分でないというふうに回答したのが7.2%でしたが、今後は必要性が増すのではないかというふうに思われます。現在は浦佐地区の保育施設や学校に集中しているようですが、外国人の子供たちの受け入れ体制は市内全体の保育施設や学校現場で進んでいるのかどうか、準備が進んでいるのかどうかを伺います。

○議 長 市長。

○市長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

この件につきましては教育の現場のことについて、教育部のほうから答えてもらいます。ただ、これは全般にやはりかかってきます。今回の質問は教育部のほうでいいと思うのですが、大変これから大きなテーマになると思います。市全体の大きな課題になってくると思っています。もう始まっていますが、そんなことがあります、答弁をしてもらいますのでよろしく申し上げます。

○議 長 教育長。

○教育長 2 人権尊重のまちづくりの推進について

4点目についてお答えします。田中議員の言われるように、国際大学だけではありませんが、一応、国際大学関係が多いということで、その関連でご説明したいと思います。まず、保育園、こども園であります。数名の英語を話せる保育士を雇用しておりますが、文化、習慣の違い、言語の違いから外国人受け入れに伴う園の体制維持も限界に達してきております。

園のほうから加配の要望を受け、今月から7か月分の賃金の手当を行ったところであります。

今回の加配手当は市の単独費で行っていることから、国の支援体制、外国人理解に基づく手厚い補助制度の創設を期待しているところであります。国・県の補助制度充実の要望を、10月に行われる北信越市長会の要望に新規案件として提出しているところであります。

小中学校についてお答えします。5月1日現在で、外国人の子供は小学生が23人、中学生が1人。小学生の23人は全て浦佐小学校に在籍しております。この対応で、浦佐小学校は県教育委員会から外国人指導のために2名の加配教員が配置されております。また、市単独で日本語支援員を3名雇用し、この5名以外にも浦佐小学校には英語の免許を持った教員が2名おります。この体制で特別な教育課程を組んで、日本語支援や教科書指導を行っております。

中学生になって入ってくる生徒もいます。高校受験などの対応についても丁寧にしっかりと今までは取り組んでおりますし、今後も日本語支援員を配置し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 人権尊重のまちづくりの推進について

保育園、小学校、中学校、全て今もいて、加配を受けながら十分な対応をしているというお話をいただきました。やはり場所的な特性もありまして、あそこに集中しているのだというふうに思います。保育園につきましては保護者のほうが、第1希望、第2希望、第3希望という形で選んでいるわけですので、それを尊重して受け入れていただいているということだと思います。

ただ、今回の参院選で障がい者の方が2名当選されました。それによって一気に国会内のバリアフリーは進んだわけです。ですので、議論をしているということだけでなく、実際にいつもすぐ近くに外国人の子供がいる、そして日本人の子供も外国人の子供も同じようにそうやって遊んだり育てていく中で、違いを認め合う人権というものが育ってくるのではないかとこのように思います。

本来であれば、市内全体で受け入れ体制が整って、どこにでもいて普通だということになると子供たちも本当にそのような形で人権に配慮して育ていけるのではないかなというふうに思うのです。そうすると、今の時点では集中をしていて、いない保育園や学校での準備というようなところは——加配とかそういうことはもちろん無理なのでしょうけれども、外国人に配慮をした、もし来たらというようなところは、情報共有をしたり、研修的なものを行っているのかどうかだけ伺います。

〔制限時間を知らせるブザー音あり〕

○議 長 以上で田中せつ子君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。再開を3時30分といたします。

〔午後3時08分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議 長 一般質問を続行いたします。

質問順位 11 番、議席番号 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 いつも当日最後の質問者になったことがないものですから、きょうは非常に前者 4 人の質疑を聞いて疲れまして……。活発な質疑があったようであります。今定例会、歩む会として最後の質問者になりました。本来なら横綱相撲をとりたいところでありませけれども、過去 10 年間、突っ張りで土俵際まで追い詰めることはありまして、はたき込みやうっちゃりなどでちょっと負け越しているようであります。

一般質問を提出しますと、自分の場合は大体宿題の 9 割が終わったような気がしまして、大変肩の荷がおりたような気がいたします。しかし、どうも後で考えると、早まったということが常々でありまして、今回も少し慌てております。学校のテストでも必ず確認すればいいのに、1 回答案を書いてしまうと、これで完璧であると勘違いをするわけです。もう少し考えて、再確認して答案していれば、この議場内の右側でしょうか、左側でしょうか、座る椅子も違ったのではないかというような気がします。今回は事務局に大変迷惑をかけました。

それでは通告に従い、質問いたします。

1 将来を見据え、行政運営をコンパクトにしていく考えはないか

1 番、将来を見据え、行政運営をコンパクトにしていく考えはないかという質問であります。各論ではなく、総論で行政をコンパクトにというつもりで伺いたいと思いますが、各論になるかもしれません。全く市長の腰を折るつもりでも、足を引っ張るつもりもありません。

現在、自分が懸念していることとして人口減少はとまりません。今の施策では人口減少に対して、鈍化することはあっても、歯止めにはならないのだろうと考えています。

全国市町村では、金太郎あめのように同じような施策をやっていて、決定的なものはありません。決して南魚沼市だけに人は集まらないのだろうと考えています。隣の町から来ていただければいいという話でもないと思います。大都市に人が集まり、地方では子供たち 1 人に年間何百万円もの仕送りをする、これではますます地方は疲弊していきます。国策で都市への人口集中をとめなければ、地方の人口減少はとまらないと考えています。かつて、東大卒の官僚は半分にする、省庁を地方に移転すると唱えた総理もおりましたが、今はどうなったでしょうか。

二、三十年後、人口が 4 万人、あるいは 3 万人台となった場合を予見した施策も同時に模索すべきではないか。実際 3 万人、4 万人の都市もあるわけですがけれども、財政運営はどうか。行政システムはどうか。参考にしてはいかがでしょう。

1 番の通告文も全て削除されましたので、質問の意図が果たして伝わるかどうか心配ではありますが、例えば市民病院、保育園、市営住宅などなど、行政をスリムにすることも必要かと思いますが、市長の考えを伺います。以上です。

○議 長 鈴木一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長　それでは、鈴木議員のご質問に答えてまいりたいと思います。一般質問の前には土曜日、日曜日を使いまして、ほぼ市長室に缶詰になって、当然骨子はいろいろな意味で相談しながら書くのですけれども、書いてもらったり私がつくる。それをもう一度ここでやっていいかどうか、試験前、試験答案の話と同じことを私もやっております。最後の最後まできょうも休憩時間になると市長室に戻って、もう一度これでいいかどうか考えますが、鈴木議員のご質問、この問題については、用意した、自分の中で頭に整理した原稿がなかなかそのまま言っても伝わらないと思いますので、あまり読まずにやりたいと思います。

1 将来を見据え、行政運営をコンパクトにしていく考えはないか

まず1点は、行政運営をコンパクトにしていく必要があるかということですが、必ずしなければいけないと思います。これは当然だと思っています。当市の一番人口があったのが旧3町の時代、当時はもっと細かかったわけですがけれども、塩沢、大和、六日町と分かれていた時代に、確か今よりもはるかにやはり多いのです。それが昭和24年のことだったと思います。ちょっと数字は今、私が書いてこないのわかりません。かなり多いのです。それが現在、そういう意味では1番過去最低になっています。

ただ、日本の人口で言うと、ついこの間までずっとてっぺんを追いかけて頂点があって、そして今やっと下り始めている状態です。ただ、想定ができるような数字がどんどんと発表されている中で、恐らく明治の8,000万人台に、戦前のですね、数字はちょっとごめんなさい、細かくは合っていないかもしれません。要するに1億3,000万人近くなった人口が、またもとに戻るといふことだと私はそういうふうに理解をしています。

この中で、ではそれを悲観するだけでいいのかということ、悲観をいくらしたって簡単にもとに戻りません。なので、やはり想定すべきは——自分は最近やはりこの間、非常に感銘を受けたある方の講演を聞いて、そのとおりでであると思ったのは、ドイツとうちの、かの国とうちの違いであります。面積はほとんど日本と同じ。人口は我々がこれから想定すべき8,000万人。その中で、インフラの整備自体は、日本はインフラ大国のようにちょっと幻想を持っているところがありますが、そこに近づいたときが一応、戦後にあったわけですがけれども、インフラの中では、先進国の中では今は、これからの喫緊の追い越され方も含めて、かなり後ろのほうに位置しているということが言われています。

いつからか財政問題に片づけられ、本当は建設国債等でやれるはずであって、一般財源を傷めることなくできるはずのインフラの整備というのが、どこか暴れ者だけにされて、経済発展なき、指針を失った形でインフラのほう全部縮められてきたという近年の動きがありました。これが如実にあらわれているのが今の日本だと思います。

なので、言いたいのは、人口が落ちていって、ドイツは鉄道網も国道の面も高速の面も全てにおいて、それから移動時間にかかわるものも日本の半分ぐらいです。それは半分、そして全てにおいて日本よりも完全にインフラが整備されています。この人口減の中で一番すべきは、まずはいかに効率的な国家をつくり上げるかというのが喫緊の課題ではないか。そこを見失う——今、3か年の国土強靱化なんていってちょっと喜んでいる感がありますが、と

でもそれで追いつかないところが私はあると思います。

これらのことをきちんと前提として話しながら、人口減の問題に対応していかない限り、いくら何を話し合っても私は前に出ないのではないかと、この間ある講演会を聞いて本当に思いました。いろいろな意味で課題が多いと思います。そこに向かっていく中で、いかにコンパクトにやっていくかということしか、我が国も、そして、この当地域も絶対に将来がなかなか見つけにくいのではないかという思いに至っています。

先ほど国の学校の、例えば移転のこととか含めて、議員は国の省庁関係の地方移転の話をしました。これはなかなかそう簡単ではないと思います。私の持論としては、国策としてやれるのであれば、それでも、これだけ高速交通体系を築いてきている日本の今の国土軸の中で、かなり多くの部分が地方から都市に向かって、きちんとした整備網が進んでいると思います。これらを私はここにしながら、人がいながら通える状態をつくるというのが、もし、ここに我々の先輩たちの魂がここに降りてくるとしたら、必ず言うのではないかと思います。国の中央機能のあり方を否めてまで、それを分散するというのは口でいうのは簡単ですけども、なかなかできない。

なので、ここにしながら、魅力ある学校は東京にあるかもしれないけれども、そこに通う。そして仕事場もそちらに通う。都会だけではなくて、地方における中核都市にもそれを向かわせる。そういうことができれば、私は地方創生の何たるかは必ず前に出るのではないかというのが、本当に持論であります。要するに、お父さんも、お母さんも、長男も、子供たちも、希望するものがここにしながら通うことができいく社会を目指すべきではないかと思っています。

そういう中で、そういうことを描きながら行政体を、我々のふるさとをつくりたいと思っていますが、なかなか簡単ではないことを含めて思っているところですけども、できればコンパクトにしていかなければいけないという点では、繰り返しますが、必ずその道を歩まなければいけないと思っています。以上です。

○議 長 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 将来を見据え、行政運営をコンパクトにしていく考えはないか

ドイツの話が出ましたが、ヨーロッパと日本では公共事業に対する考え方がまるっきり違いまして、ドイツは土地は国のものと自分たちは考えている、国民は考えているということなのです。公共交通機関をやるにも、何をやるにもスムーズにいくのだという話は聞きました。日本では土地は自分のものというふうな考え方があって、ちょっとその辺は違うのかなという気がします。

ちょっと横道にそれますが、北欧のほうの大学というのは、どこに行ってもレベルが同じだそうであります。新潟大学でも東大でも、ほとんどレベルは同じだと聞いています。だから、東京の大学にいかなくてもこっちの大学で済むのだという余談になります。

ちょっと私の意図があまり伝わっていなかったみたいなのところがありまして、次の質問はなかなか難しいのですが、いずれは確かに日本が 8,000 万人でとまるのだろうという考えで

しょう。この市が例えば予測で3万何千人台ということになったとして、今の人口の約半分として、行政職員が病院を含めて1,000人いるわけです。ただ、人口が半分になったら案分して、では半分の職員でいいかという、そうにはならないだろうと思っています。もう少し半分より大勢の人間が必要なだろうと思います。

ただ、将来を見越すと、やはり病院、あるいは保育所も、これは研究をしてくださいということで、もうやれという私は話をしていないので、市営住宅なんか一番取っつきやすいものかなと。民間に任せて市で補助をしていくというような方法もいいのではないかと。

ただ、水道事業等に関しては、これは民に任せるのは非常に危険なことかなとは思っています。そういうその将来的に保育所も民営化したらどうなる、市民病院も民営化したらどうなる、そういうシミュレーションも必要かと自分は思って、ちょっと質問したわけですが、これに対していかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 将来を見据え、行政運営をコンパクトにしていく考えはないか

議員と同じふうにやはり心配で、いろいろあると思います。そういうことを全部含めて、コンパクトという意味で私は申し上げているつもりです。なので、何かこういうことを言うとタブーだとか、そういうことではなくて、本当にどうするのが一番いいかということをやったりいろいろな個別に——総体的なことは今はいいのですよ、このやり取りは議員も認めてくれているので、大づかみなところで話し合っているのでもいいですけども、これが具体的になってくると、それぞれまたいろいろな問題があると思います。ただ、目指すべき方向は、必ず人の数は、いくら若者が帰ってこようが、今の現状から減っていくということは否めない事実なので、今、急に生まれ始めたって、きちんと働ける年齢になるには何十か先ということになるのです。

そういうこともあるので、これはもう必ずたどる道です。ですから、その部分も含めて、どうあるべきかということは、本当に全てその視点から。今回の議会でもどなたかにその話をしていると思います。全てその視点を持って、全てのことを見つめていこうということだと思っています。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 将来を見据え、行政運営をコンパクトにしていく考えはないか

私の前にも質問が出ていましたけれども、学童保育とか、市民の要望というのは、相当、だんだんゆりかごから墓場まで行政でやってくれなんて——こういういい方をすると怒られますけれども——わがままが続いてくるのではないかと、そんな気もしているのです。

我々の子育てのときは、学童保育なんていう名前も知らなかったし、10年ぐらい前も全くわからない。私は子育ては自分でやるべきだという持論でありますので、その辺については全く反対の考えであります。ゆりかごから墓場まで行政が全てやれと言われても、人口がこれだけ減ってきた場合、では、どうしていくのだということを懸念しているわけです。1問

目は市長が前向きに考えて、すぐには言いませんが、やはりそういうところで考えていただければと思います。

2 西山地区圃場整備地の保全について伺う

次に、2番目の質問です。西山地区圃場整備地の保全について伺います。あまり地元のこととは質問するなということではありますが、こういう棚田というのは、あの地区ぐらいしか見当たらないもので、ちょっと質問をさせていただきます。

圃場整備が完了して、多分、私が東京から帰ってきたころ換地になった。だから、40年以上たっています。地区でいえば泉盛寺、天野沢、樺野沢のところですが、圃場保全に多分、多くの個人負担をしているわけです。吉里、栃窪に関してはまだ圃場整備が、新しいといっても20年やそこらはたっているところもありますけれども、将来的に問題が起きるところが結構多いのです。畦畔の崩落、あるいはトラクターが亀になってもそのまま放置してあるのだけれども、草刈りはしているような土地が結構見当たります。

草刈りは五、六回、それも三、四段刈りをしなければならぬほどのすごい傾斜地ではあります。原状復帰負担というのは地区によって違うと思いますが、うちの地区では4割が個人負担だというふうに約束してあります。100万円を超えるようなことがあれば自分で40万円は負担しなければいけないということで、やめるという人もいますし、人にやりたいのだけれども、もらい手がないというような人もおります。

中山間地域等直接支払制度が以前からありまして、そのお金を利用して保全をやっているわけですが、去年は100万円以上の崩落がありまして、多面的機能支払交付金のほうから応援してもらって、個人負担がないように修復をしたところです。ただ、これからまた徐々に竣工後50年、60年たっていきますと、今度は我々も年をとってくる。保全するお金もない。実際、多面的機能支払交付金においては、地元の問題は地元で解決しなさいということを言われました。後継者の問題もそのためのお金であるから、そういうのを利用して後継者を育ててくださいと言われましたが、実際は子供がいても家にいないというのが現状であります。

その辺、保全については地域の問題でもありますけれども、あまりにも、災害以外のところですね。災害であれば完全に災害で直していただけるのですけれども、その中間のところなかなか難しいということで、市ではだめとすれば、県でもある程度そういう制度がないのかという気がしますが、お伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 西山地区圃場整備地の保全について伺う

それでは、2つ目のご質問の西山地区の——多分、議員は西山地区に限らずというような視点でお話をいただいていると思いますが、この圃場の整備の保全についてです。なかなか聞いていると身に詰まされるというか、もう全部言ってもらっているようなところがあるのです。この中山間地域等直接支払交付金が交付されているということで、あぜの修繕や法面の保護、また、維持管理に役立てていただいている。ここまでは本当のことですね。

そして、水路、農道などの維持管理は、多面的機能支払交付金を活用してやってください。議員が言われるように何かその——逆に言うと言葉が悪いのですけれども、私が言っはいけない言葉ですが、そこに我々もおっかかっているというか、投げている感、これは思われても否めないところもあるかもしれません。この両制度を積極的に活用していただきたいと考えている。これがいわゆる模範の回答です。これ以上はありませんということです。そして、議員はもうおっしゃいましたが、復旧の金額が高額となる案件は災害とかいろいろなものが充てられますが、中間がだめである。そのとおりだと思います。

なかなかこのこと以外に答えようがないのですけれども、先ほどの前段の中山間地域直接支払交付金の問題も多面的機能支払交付金の財源のことについても、これは農林に關係するものは全て、例えば土地改良区さんとか、さまざまな農業の關係者の皆さんと、国、例えば農政局、金沢にございますが、そういった先になぜ足しげく通っているかという、その予算獲得のためです。平成23年から政権の問題もありまして、例えば土地改良区の事業で言えば、がくっと金額が抑えられて、そのかわり所得補償の問題が起きました。

しかし、なかなかそういう整備が進まなかったという、そういうものもあります。制度によってもいろいろあるのだろう、助けられるところもありますが、今のところ、このことについては、こういうことでしょう。

中には全国の事例では、ここにオーナー制度をつくって、農業に關心のある方が来て、呼び込んでいろいろなことをやっていますが、ただ抜本的な本当の解決に通じているかという、非常に楽しそうな絵は描けるのですが、それが本当にこの地域の皆さんの苦しみを救えるかという、そこまではいかないと思います。

なかなか問題がありますが、私どもが今できることで話をするのは、とにかくきちんとした国の方針のもと、そこは大本ですので、そこにこの中山間地の必要なあり方、そういったものをきちんと理解をしていただいて、何が必要であるかということをよく理解していただき、その予算の獲得をきちんとしながら、それをもって当該地域の皆さんと一緒に進んでいくというしか今のところできないのではないかと、これが本音の答えでありますので、よろしくお願ひします。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 西山地区圃場整備地の保全について伺う

おっしゃるとおりで、この中山間地は多面的機能支払交付金でほぼ賄わなければいけないのだろうとは思っています。ぜひ、市長からも、行政の皆さんからも、もう稲刈りが始まりますので、大分草刈りもさぼっておりますので、田植えが終わったあと見ていただければ非常にすごい草刈りがきれいになっていると思います。

一番かわいそうだと思うのは、コンバインやトラクターが亀になるほど深くなっている田んぼ。放棄してあるのですけれども、あぜ草はきちんと刈ってあるというような管理をしてもらっています。よそからみればすばらしい棚田だなんて言うのですけれども、管理する側は非常に大変だということでありまして、市長の答弁があった、土地改良区にもいつも相談

するのですが、土地改良区はもう修復するお金はないと言われました。ある程度、そういう団体の中で協議をしてもらって、そういう保全というものに対して少し前に進むような考えを進めてもらえればと思います。以上で、次、3番目です。

3 市役所窓口での個人情報保護について

市の窓口での個人情報保護についてですが、偶然私はある庁舎で後ろに座っていらっしゃら、前で相談している人の声が全部ではありませんが、後半部分が少し聞こえてきました。窓口の相談内容がほかの人にいい話であればいいのですが、市職員も相談する人も抵抗があるのではないかという気がします。

そこで、聴力検査の部屋ほど防音しなくてもいいと思いますけれども、ある程度、人を気にせず相談できる方法、場所の提供というのはいかなるかという質問ですが、よろしく願います。

○議 長 市長。

○市 長 3 市役所窓口での個人情報保護について

それでは3点目のご質問です。窓口の個人情報の保護。本庁舎では平成29年1月の総合窓口の開設にあわせまして、来庁者の個人情報、プライバシーの保護について改善を図っているつもりであります。カウンターに間仕切りを立てまして——それ以前を想像すると改善されたのではないかと考えているのですけれども、隣の来庁者の顔、書類が見えないというような配慮をさせてもらっています。また、間仕切りの間隔を125cmから150cmに設定をし、圧迫感というのもあまりあっても困るとかいろいろ両方ありまして、軽減するとともに、通常の会話程度であれば隣のカウンターの声が聞こえにくくなるよう配慮した。しかし、議員がご指摘のとおり聞こえてきているのだということもあるということでしょうか。

オープンスペースであるため、声を完全に遮断するということはできませんので、相談内容によっては、来ていただいた来庁者の方にまず確認させていただいて、そしてフロア内に設置をしている相談室——これはそんな前ではなくてでき上がって、相談室は総合窓口化の後につくっています。わかっていると思いますが、市民課の脇に1か所、福祉課の脇に1か所、あと税務課に2か所ございます。そこに案内をして対応をしているということです。なので、それが確認できればいい。

ただ、私がやはり思うのは、今、総合窓口のほうは非常に、中にはちょっと小言を言う方もいらっしゃると思いますけれども、総じて、ほとんどの方が非常によくなったという判断で、あとあそこにコンシェルジュという名前がふさわしいかどうかはわかりませんが、ぱっと玄関側に出て行って、きょうはご用ですかという話をするのが非常によくなったという声が聞こえています。ふだん、褒めることがあまり少ない私ですが、こういう声は本当にうれしく思うので、庁舎の職員の前でも褒めて、それでまた頑張ってもらいたいと思って、そんなことをやっているのですけれども。

いずれにしても、その対応する職員がこの方がどういうふうを考えているか。例えば、そこを読み取る力といいますか、そういうものがあって、声質をちょっと落とすとか、もし、

あれだったら隣の相談室のほうに行かれますかとか、そういうことがあるだろう。

だから、設備だけをつくって、それで事が足りるものでもないような気が私はします。なので、一番は職員の対応能力。デリカシーの問題とか、そういったことが一番先にやり、それはこれからすぐにでも、もし、足らざれば改善ができる部分だと思っております。

大和庁舎、塩沢庁舎については、なかなか本庁舎のようにはいっていませんが、簡易なものですけれども、カウンターに間仕切り等を設置しております。ここもすべきことは同様のことかなと思っております。職員が最大の配慮を行うことで来庁者の個人情報等のプライバシーの保護、これをやれるかどうかは人間力にもかかる問題だと。それはイコール職員力といたしますか、かかる問題だと思っております。

○議 長 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 3 市役所窓口での個人情報保護について

確かにおっしゃるとおりで、職員が声を小さくしていけばなるのだらうと思いますが、中には対応する相手が大きな声が出ることもあるわけですけれども。本庁舎には確かに2か所だったか、相談室があると思うのですけれども、分庁舎へ行くと、つい立てはあっても、多分、こちらへどうぞというような場所はないのかと。せめて1つぐらいはそういう場所があってもいいのかなという気はするのですが、いかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 3 市役所窓口での個人情報保護について

先ほど私の答弁をちょっと訂正するかもしれません。実はあるのだそうです。ちょっと担当のほうに答えさせますので、よろしくお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 3 市役所窓口での個人情報保護について

大和、塩沢の庁舎におきましても、すぐ隣というわけではないのですけれども、相談室というのは確保されておりますので、そちらで足りると思っております。

○議 長 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 3 市役所窓口での個人情報保護について

少し勉強不足で済みませんでした。以上で私の質問を終わります。

○議 長 以上で鈴木一君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は、あす9月11日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後3時58分〕